日本現存朝鮮燕行録解題

夫 馬

進

なくとも韓国と日本の学界においてはそうである。 支配を受ける以前の時代にあっては、これら旅行記は一般的に朝天録あるいは朝天日記などの名をもって呼ばれていた。 般に燕行録の名をもって知られている。中国では明朝が統治していた時代、そのなかでも朝鮮が丙子胡乱によって清朝の 朝鮮王朝時代に朝鮮の首都ソウルを出発し、明清中国の首都であった北京までの間を往復した者が書き残した旅行記は、 朝天録や朝天日記なども含めて、これら一類の旅行記を全て「燕行録」と称することが定着しているかに見える。少

韓国史を研究する者のみならず中国史を研究する者に対しても大きく貢献するところがあった。しかし、『燕行録全集』(百 しては、 燕行録あるいは朝天録などと称される旅行記の史料的価値は、学界の一部ではつとに知られるところであった。資料集と すでに『燕行録選集』(上下二冊)、『国訳燕行録選集』(十二冊)、『朝天録』(四冊)が早くから刊行されており、

と『燕行録全集日本所蔵編』(三冊)がともに二○○一年に刊行されるに及んで、燕行録そのものの研究、 及び北京へ

行った朝鮮使節の研究は、全く新しい一段階を迎えたといってよい。

京へ向かった朝鮮使節を何と呼ぶのが適当なのであろうか。 資料においても、「通信使」の語は頻繁に用いられていたのであって、この点、学術用語として「朝鮮通信使」「日本通信使」 通信使」、さらに汎称として「通信使」の名をもって定着しているのとは、大きな隔たりがある。実は朝鮮王朝期の実際の が、このソウル―北京間を往復した使節を何と呼ぶべきかは、歴史研究者の間でいまだ定着したものがないようである。こ あるいは「通信使」の語を用いることは、極めて適切なことと言いうる。では、この「通信使」に対応するものとして、北 の点、同じ時代にソウルから日本の江戸に派遣された使節が、日本側から呼べば「朝鮮通信使」、韓国側から呼べば「日本 さて、これら一類の旅行記が、燕行録という名で学界ですでに定着しているかに見えること、すでに述べたとおりである

皇帝の誕生祝いのために使する聖節使、 という表現にてではあるが、実際に使われている。「赴京使」あるいは「朝鮮赴京使」が当時の用語を用いたものとして最 があったにもかかわらず、全時代を通じて使いうる用語である。しかも、 と題しているからである。ここで「通信使」に対応するものは、「赴京使」にほかならない。「赴京使」なら中国で明清交代 中国外交の使節について記したものであるが、これに対する対日本外交の使節を記した同書巻六、交隣では、「通信使行」 朝鮮外交史料『通文館志』のうち、その十二巻本の巻三、事大では、「赴京使行」と題する詳細な記事がある。これは、対 もふさわしいかに見える。また「赴京使」とよく似た用語に「朝天使」「事大使」がある。もっとも「赴京使」「事大使_ 「朝天使」は北京へ向かった朝鮮使節の総称であり、実際には冬至に使する冬至使、正月元旦の儀式のために使する正朝使、 まず考えられるのは「赴京使」である。なぜなら、たとえば十八世紀前半に編纂され、その後、 朝鮮側が何か感謝の意を表す時に使いする謝恩使など、その燕行使節の目的をもっ 『朝鮮王朝実録』などでも最も多くは「赴京使臣」 何度も続纂・重刊された

では、「赴京使」あるいは「朝鮮赴京使」などの語を用いず、「燕行録」という語が学術用語として定着している現状に鑑み、 態をそのまま含む言葉をきわめて自然に学術用語として用いているように、この実態を示す言葉を学術用語として自然に用 学術用語とすることに、大きなためらいがあったからである。これら当時の用語をそのまま用いることは、逆に「赴京使」 術用語としてこれらを用いることは、かえって今後の学術の進展を阻げることになろう。おそらく、これに対する呼称が長 表すものとして正しい。しかし「赴京」「事大」「朝天」とも、あまりにかつての価値を表す言葉であるがゆえに、 切であろう。確かにこれらの用語は、当時あった中国と朝鮮の外交関係を的確に示すものであって、使節の実体をリアルに いることができるようになるには、我々はなお将来の長い「歴史」を必要とするであろう。したがって、我々は敢えて本稿 らく定着しなかったのも、「通信使」に相当する語が史料上で多くは現れないことのほかに、当時使われた用語をそのまま て呼ばれるのが、最も一般的であった。しかし、「冬至使」「正朝使」などと使行の目的をもって呼ぶのでは、総称にならな 「燕行使」あるいは「朝鮮燕行使」の語を用いることにしたい。 「事大使」「朝天使」の研究を進展させることには必ずしもならないと考える。日本の琉球史研究において、冊封使という実 かと言って、現代に生きる我々が、彼ら朝鮮使節を「赴京使」「事大使」「朝天使」などと総称するならば、 我々が学

ばほぼ二回の使節が派遣された。これは朝鮮国王から清朝皇帝に対して派遣された正式の使節の数である。これは清朝が北 六三七)から日清戦争の勃発した高宗三十一年(光緒二十年=一八九四)まで、二五八年間の間に四九四回、 ほぼ三回の使節が派遣された。『清選考』という史料をもとに調べてみると、朝鮮―清朝間でも仁祖十五年 を彼らは経由している。高麗時代以前を含めるならば、もっと長い。そして朝鮮―明朝間では、定期的なものだけでも毎年 京に遷都する以前、瀋陽に行った聖節使などや、北京遷都後でも皇帝が先祖の墓参りなどのために瀋陽へやって来た時、ご 燕行使は、 世界の外交史上で極めて特異な存在である。約五百年間にわたり、ソウルから北京に至るまでほぼ同じルート (崇徳二年= 毎年平均すれ

だけ一回ごとにルートの上に塗りつけていったならば、ソウル―北京間の陸路のみが圧倒的に他を回数の上で凌駕し、 都を南京においていた時代には、使節は南京まで行っていたし、あるいは現在の遼寧省に当たる地域が清朝によって占領さ 機嫌うかがいのために派遣された問安使など瀋行使をも含んだ数値である。これに国王から皇帝への使節ではない、現在で かつて「朝天録」などと呼ばれていたものが価値を表すにこの用語を避け、「燕行録」と呼ばれるようになったのもその表 に太い線となるであろう。また、明と清が支配する時代とでは、ソウルから北京へ向かう旅行者の意識が大きく違っていた。 れるなど、若干のルート変更はあった。しかし我々が仮に世界史地図帳の上で、前近代の国際外交使節が派遣された回数分 れていた時代には、海路北京へ向かった。また清朝が瀋陽を副都にすると、ここを経由して北京へ向かうことが義務づけら 言うと外務省レベルの使節として派遣されたものを加えれば、その数値はさらに膨大なものになる。もちろん、中国明朝 格段

あい似た旅行記を何百となく書いているからである。これまでの世界史の中で、外国への使節がかくまで頻繁に同じルート これまた当然である。すなわち約五百年間いやそれ以上の長きにわたって、ソウル―北京という同じルートを旅行した者が、 た外国旅行記が作られ、一つのジャンルを形作っているのは、世界史の中で極めて特異である。 燕行使が世界史の中で特異な存在であってみれば、燕行録がまた世界のこれまでの旅行記の中で特異な位置を占めるのは、 かくまで類似した旅行記を多数書き残したことがあったであろうか。五百年以上にわたって極めて多くの類似し

あるいは清朝統治の生々しい実態を知って驚くであろう。さらに新しいものに目を向けつつ、それらを批判的に摂取しよう をも容易に理解しうるであろう。北京や熱河を初めて訪れた者の喜びをも共有しうるであろうし、またそこに記された明朝 などを読む者は、そこに示された作者のみずみずしい感性を感じるとともに、彼らの現状に対する怒り、 数多い燕行録の中でも、すでによく知られた許篈『荷谷先生朝天記』、洪大容『湛軒燕記』あるいは朴趾源『熱河日記 未来に対する希望

があったことを知り、 とする彼らの態度も興味深いし、また前近代東アジアにおいて、 我々はこれだけでもこれら記録の意義を思うのである。 洪大容の旅行記に見えるがごとき国境を越えた親密な交流

して、 Ŕ 中国年号で言えば嘉慶、道光年間以降に書かれた燕行録において、特に甚だしいようである。 や山海関は、燕行録に収録されるほとんどの詩歌の主題として登場する。燕行録に収録される北京観光案内記のごときもの 加し、ほぼ同じ北京観光をするのだから、これは当然である。沿途の各地で詠う詩歌も、ほぼ主題が定まってくる。姜女廟 観念に、うんざりすることになる。ほぼ同じルートを一年のほぼ同じ時期に通過し、同じ北京の宿舎に住み、同じ儀式に参 み出そうとするが、多くはいたずらに微に入り細をうがつか、屋上に屋を重ねるにすぎない。外国人が書いた外国旅行記と しかし、一方で燕行録という一類の史料をまとまった数量で読む者は、そこに見られる固定化した内容やマンネリ化した 屋上に屋を重ねるごとき相似たものが、次から次へと書き継がれる。少しでもオリジナルな燕行録を旅行者は何とか生 かくまで相似た内容のものが書き継がれたことでも、世界史から見て極めて特異ではないであろうか。この傾向は、

行録を再利用する傾向がさらに進むと、 者たちが書いたものだからである。これは後の「解題」の〔旅程〕の項を見れば、一目瞭然である。 月下旬の頃に出発して、 められている。 先に述べた「一年のほぼ同じ時期に」というのは、燕行録として最も多く書かれ、また現存しているものが、ソウルを十 先行する先輩が書いたものを転用ないしは一部修正の上再録することが、当然のごとく行われる。この先輩が書いた燕 他人のものを勝手に転用するものまで現れる。 したがって帰国の途もほぼ同じ時期となる。北京観光案内も兼ねているのではないかと考えられる燕行録で 北京には十二月下旬に到着し、そして翌年正月一日に宮城でとりおこなわれる正朝の儀に参加 自らの毎日の行動を記する日記すら、 日付などを書き換えるだけで、自分が書いた 北京滞在は四十日と定

例を示そう。

のように記す。 祖二十九年(道光九年=一八二九)の旅行記である。たとえば往路に鴨緑江を渡る日のことを、鄭徳和『燕槎日録』では次 旅行記である。そしてここで「盗用」されているのは、 それは鄭徳和撰 『燕槎日録』である。これは「解題」26.で詳しく紹介するように、哲宗五年 撰者未詳『随槎日録』(「解題」19.) で、これより二十五年前、 (咸豊四年 = 一八五四) 純 の

二十五日(庚寅)、雪、辰時渡江。

昨日副房行具、 輸入本府東軒。本倅与幕裨捜検後、踏印着標、 入置運餉庫。 渡江日出給、 以為禁物防奸之地。

『随槎日録』では渡江の前日のこととして、次のように記す。

二十五日、晴、留湾。

から、 あるが、極めてよく似た叙述であること、誰にも明らかであろう。しかし、渡江に当たって似たような作業をするのである 渡江の日は一日ずれているが、同じ十一月二十五日の日記である。 似たような叙述になることは当然考えられる。しかし、はたしてそんな単純なことであろうか。次のような叙述もあ 三使臣行具、並輸入本府東軒。府尹与書状捜検後、踏印着標、入置運餉庫。渡江日出給、以為禁物防奸之地云。 一方が「雪」で一方が「晴」であるなど若干の違いは

る。

鄭徳和 至温水坪。…坪之一名湯池子云。此為宿所。自湾府預送軍校、掘地窩深、 『燕槎日録』 而三使臣入処、 終夜吹角、以防虎患。彼人売酒者、自柵門逆至行中、 では、鴨緑江を渡った同じ二十五日に行った野宿の様について、次のように記す。 即三幕也。餘則布幕、 每一幕僅容二人、譯員分排入処。其外駅卒露処、 争相買飲。試嘗其味、甚不合胃。 爇榾柮、上覆横板、 争附棚火。又自初更、 外遮蘆簟、 仍設幕取

一方の『随槎日録』では、翌日の二十六日の条で、次のように記す。

餘則布幕、 温水坪、 此為宿所。自湾府預送軍校、 毎一幕僅容二人、 其外駅卒露処、 掘地窩深、 争附棚火。又自初更、号令軍卒、終夜吹角、 熱榾柮、 上覆横板、外遮蘆簟、 仍設幕次取煖。而三使臣略為加意、 以防獣患。 彼人売酒者、 自

柵門逆至行中、争相買飲。試嘗其味、甚不合胃。

其味、 なのか、 「獣患」を「虎患」に書き換えるなどしているが、柵門の側から中国人が酒を売りに来たことを同じく記し、 甚不合胃」あたりの叙述になると、これはもはや「盗作」と言うべきもので、これでは自分の行動なのか他人の行動 はなはだあやしくなる。 · 更に

さらに、中国側の国境の町、柵門でのこととして、鄭徳和は次のように記す。

二十八日 (癸巳)、晴、留柵。

侈者左右貼琉璃。 北有関帝廟、 使伴倘諸人往観、路傍有小車十餘両。制度堅緻、 毎 両駕二騾、 騾亦健肥。毎趂使行入柵時、 等待以售貰直、而千里外至者且多云。 蓋弓半規、緊裹黒色洋布、 裡面則用錦緞囲帳、 其中華

方の『随槎日録』では、

二十八日、晴、留柵。

侈者左右貼琉璃。 北有関帝廟、 与諸同行往観、 毎一両駕二騾、 ······路傍有小車十餘両。制度堅緻、蓋弓半規、緊裹黒色洋布、 騾亦健肥。 每趂我国使行入柵時、等待以售貰直、而千里外至者亦多。 裡面用錦緞囲帳、 其中華

人に行かせて」、その見聞したことを代わって書いていることにしているが、これは二十五年前のある人物に「行かせ」て ["]随槎日録』は同行の者と一緒に自分で関帝廟へ行き、自らの見聞したことを記しているのに対して、鄭徳和は 「伴倘諸

鄭徳和 『燕槎日録』の多くの部分は、このように「二十五年前」の他人の体験と見聞である。北京入城の情況なども、 ほ

見物させているのである。

まり皇帝に対する表文と礼部に対する咨文を礼部にとどけに行ったシーンについて記す。 とんど同じ文章であるが、最後に十二月二十四日、北京に入城して宿舎の玉河館に到着し、 少休止の後、 朝鮮国王の文書つ

頭之礼、分捧表咨黄紅樻子、転伝侍郎郎官等、各叙礼而罷。還館所。 少憩、通官来告、三使着黒団領、又以表咨文先導、乗馬詣礼部。漢侍郎文清率郎官、 出受表咨文。三使臣行三跪九叩

ここのところ、二十五年前の記録では、これを十二月二十六日のこととし、次のように記す。

叩頭之礼、分捧表咨黄紅樻子、転伝侍郎郎官等、各叙礼而罷。 少歇。通官来告、三使著黒団領、又以表咨文先導、乗馬詣礼部。漢侍郎楊繹曽率郎官、出受表咨文。三使臣行三跪九 還館所。

侍郎であったにもかかわらず、漢侍郎のままにしている。 (5) 部に赴いた鄭徳和は、 のものを用い、 なんと、純祖二十九年 日付や固有名詞のみ填め換えているのである。もっとも、十分に注意をはらわなかったのか文清は本来、満 同じ漢侍郎ではあるが文清らに届けているが、 (道光九年)には漢侍郎の楊繹曽らに表文、咨文に届けたのに対して、哲宗五年(咸豊四年)に礼 全く同文である。つまり、 ほかの叙述はすっかり先人

るであろう。しかし、いかに史料批判が必要であるとは言っても、 燕行録を歴史史料として用いる時、いかに注意が必要であるか、 かりに撰者未詳の『随槎日録』という書が現存していな いかに史料批判が必要であるか、 以上の事例で理解でき

ければ、我々はまんまと鄭徳和に騙されるところであった。彼の燕行録を読むものは、

何かおかしいと感じながらも、読み

韓国文学史の研究の上でこのような事実の指摘がなされていることを知らない。燕行録という一群の資料についての、 もっともこれを、 た哲宗五年 進むしかないであろう。現在我々は、 (咸豊四年 = 一八五四)の歴史史料としてこれをそのまま用いられないことは、現在断言できるところである。 韓国文学史の中で位置づけるのならば、これは極めて重要で興味深い事例であろう。筆者は寡聞にして、 鄭徳和 『燕槎日録』を歴史史料としてそのままに用いることはできない。

の勃発直後の朝鮮外交を記す史料として、極めて重要である。これらのことは、本解題を読めば直ちに理解できるであろ るものとしてさらに重要な史料であるといってよい。またたとえば31.李裕元『薊槎日録』は、江華島事件 臣秀吉による丁酉倭乱すなわち慶長の役に関する貴重な史料であるというだけでなく、むしろ中国の当時の政治情況を伝え 行録はまたとない情報を我々に提供してくれる。また、たとえば本解題1 で紹介する柳思瑗『文興君控于録』などは、「⑥ どのような生活をしていたか、 彼らのことも記している。中国史研究にとってさらに重要であることは、これまた言をまたない。そこに盛り込まれた情報 とともに彼らを派遣した各国の情況を聞き出し、これを記録に留めている。ヨーロッパ諸国が北京に公使館をおいてからは 資料として用いられてきた。また、燕行使たちは北京において、そこを訪れた東アジア各国の使節と会い、 の研究にとって、 的研究が必要である所以である。 このように、十分に注意すべき点があるものの、燕行録が韓国文学史の研究のみならず、韓国史を含めた東アジア史全体 汗牛充棟と言うべき中国国内で書かれた史料の中でも、全く出てこないものが多い。ことに一般庶民や下級知識人らが 重要な歴史史料であることは言うまでもない。 何を考えどの程度の政治情報を持っていたのか、といった問題を明らかにするためには、 一部の燕行録は、これまで朝鮮実学の研究のため、 各国使節の情況 (雲揚号事件 重要な 燕

ところが燕行録についての基礎的研究と言うべきものは、現在のところ全くない。それどころか誤った書誌情報が満ちあ

う。

使の史料であるのか、そして撰者が誰でどのような人物であるかなど、最低限の書誌情報が必要である。 はずで、これらが学界に裨益するところ、極めて大きい。ところが遺憾ながら、両者ともここに収録されている諸資料につ は百冊からなる。 本であり、そのほとんどにおいて撰者名すら明記されていない。燕行録を歴史史料として用いる場合、それらが何年の燕行 究は全く新しい一段階に入ったこと、すでに述べたとおりである。これらはまことに膨大な資料集である。 いて、解題が付されていない。後に本解題においてみるように、『燕行録全集日本所蔵編』に収録した諸資料は、すべて鈔 ふれ、その中で研究者は研究を進めることを余儀なくされている。近年、 林基中・夫馬進編 『燕行録全集日本所蔵編』も仮に『燕行録全集』と同じ装幀で出版されていたら、全十五冊となっていた 『燕行録全集日本所蔵編』(本解題、凡例、一の(5))が刊行され、 林基中編 『燕行録全集』(本解題、 燕行使研究および燕行録研 <u>ー</u>の

推定年次とせざるをえなかったもののうち、一部は本稿において確定を試みるであろう。 の目的は、 に確定あるいは推定したのか、全く根拠を示していない。本稿の第一の目的は、これら根拠を示すことである。そして第二 した諸資料に撰者名も書かれていないのに撰者名を確定したのか、燕行あるいは瀋行の年次も書かれていないのに何を根拠 それらが何年の燕行あるいは瀋行の時の記録であるのかをも確定してある。確定できなかったものについては未詳としたほ 燕行録だけでなく、瀋陽へ行った瀋行使の記録である瀋行録も含めてある。それら諸資料の撰者を確定しただけではなく、 できないものについては撰者未詳とした。この資料集には、歴史研究者の便宜を考えて、北京へ行った燕行使の記録である |燕行録全集日本所蔵編|| については、共編者である筆者(夫馬)が内容に即して撰者を確定し、どうしても撰者を確定 ある程度まで確定できるものについては(さらに諸資料の内容をも紹介し、 利用者の便宜を図ることである。また本書の編纂時点では、撰者未詳あるいは)を付して推定年次とした。しかしそこでは、何を根拠として収録

林基中編『燕行録全集』にも、解題が付されていない。この編纂物は確かに膨大な資料集であり、すでに述べたとおり学

など、全く信を置くことができない。林基中氏は編纂者として何故当該資料をそこに収録したのか、そこに収録した諸資料。 の撰者をどのように確定したのか、さらに燕行あるいは瀋行の年次をどのようにして確定したのか、その根拠を利用者のた まに作られたこれら「確認された韓国と日本所蔵本のあらゆる燕行録燕行年代順排列」、あるいはそこに付された「統計表」 盛り込まれた研究成果、すなわち書名、撰者名、燕行あるいは瀋行年次の推定をもとに一覧表を掲載し、統計さえ加えてい はさらに 利用者は十分な韓国史・中国史にかかわる工具類もないままで、自分自身で撰者、燕行・瀋行年次を確定するほかない。 界に裨益するところ大きいことは疑いないが、どのような編纂方針をとったのかすら明らかではない。さらには、一つ一つ めに示すのが研究者としての当然の義務であろう。本解題のごときものを公表され、利用者の便に供されることを、切に願 の燕行録や瀋行録の撰者、そして燕行と瀋行年次についてあまりに誤りが多く、利用者を困惑させること甚だしい。多くの しかし、一つ一つの史料に自らあたることなく、あるいは簡単に調べられる作業も怠り、自らの誤認や先人の誤りのま 『燕行録研究』(本解題、凡例、 一の(8))を公表され、そこには『燕行録全集』と『燕行録全集日本所蔵編』に 氏

ここで解題を加えるのは、次の諸資料である。

う。

2. 1. 『松溪紀稿 **『文興君控于録** [書名] (瀋陽日録)』 柳思瑗 未詳 [撰者] 宣祖二十九年(万暦二十四年=一五九六) 仁祖十四年~二十二年(崇徳元年~順治二年、 「燕行・瀋行年次) 一六三六~一六四五 駒澤大学図書館蔵 (所蔵機関)

天理図書館蔵

_	_
_	+
j	١

17	16		15	14	13	12	11	10	9.	8.	7.	6.	5.		4.		3.
『随槎日録』	『薊程散考』		「薊程録」	『燕行録』	『中州偶録(入燕記)』	『燕行詩(薊程詩稿)』	『燕行日記』	『燕行日記』(欠巻一)	『燕行記著』	『丁亥燕槎録』	『燕行日記』	「悔軒燕行詩附月谷燕行詩」	『燕行日記』		『瀋行録』		『瀋陽質館同行録(瀋中日記)』
未詳	金学民		未詳	李敬卨	未詳	未詳	呉載紹	金箕性	未詳	李心源	尹汲	趙觀彬・日	李澤		未詳		未詳
純祖二十五年(道光五年=一八二五)	純祖二十二年(道光二年=一八二二)		〔純祖三年~十九年(嘉慶八年~嘉慶二十四日	純祖九年(嘉慶十四年=一八〇九)	純祖七年(嘉慶十二年=一八〇七)	純祖三年(嘉慶八年=一八〇三)	純祖元年(嘉慶六年=一八〇一)	正祖十四年(乾隆五十五年=一七九〇)	〔正祖六年(乾隆四十七年=一七八二)〕	英祖四十三年(乾隆三十二年=一七六七)	英祖二十二年 (乾隆十一年=一七四六)	呉瑗 英祖二十一年(乾隆十年=一七四五)	粛宗四十年(康熙五十三年=一七一四)		粛宗八年~純祖五年(康熙二十一年~嘉慶		仁祖十五年~十七年(崇徳二年~崇徳四年、
東北大学附属図書館蔵	天理図書館蔵	東京都立中央図書館蔵	年~嘉慶二十四年=一八〇三~一八一九間)〕	天理図書館蔵	関西大学図書館蔵	静嘉堂文庫蔵	天理図書館蔵	天理図書館蔵	天理図書館蔵	東洋文庫蔵	駒澤大学図書館蔵	東洋文庫蔵	天理図書館蔵	京都大学附属図書館蔵	二十一年~嘉慶十年、一六八二~一八〇五)	東洋文庫蔵	二年~崇徳四年、一六三七~一六三九)

33	32	31	30	29	28	27.	26	25	24	23	22	21.	20	19	18
『観華誌』(欠巻三、四)	『燕記』	『薊槎日録』	『燕行録』	『北游日記』	『遊燕録(燕行日記)』	『燕槎日録』	『燕槎日録』	『燕行日記』	『燕行日記』	『燕行録』	『燕薊紀畧』(欠巻二)	『玉河日記』	『燕槎酬帖』	『随槎日録』	『游燕藁』
李承五	南一祐	李裕元	沈履澤	姜瑋	未詳	金直淵	鄭徳和	李啓朝	黄某	朴永元	趙鳳夏	金賢根	曹鳳振等	未詳	洪錫謨
高宗二十四年(光緒十三年=一八八七)	高宗十六年 (光緒五年 = 一八七九)	高宗十二年(光緒元年=一八七五)	高宗十一年(同治十三年=一八七四)	高宗十年(同治十二年=一八七三)	高宗六年(同治八年=一八六九)	哲宗九年(咸豊八年=一八五八)	哲宗五年 (咸豊四年=一八五四)	憲宗十五年(道光二十九年=一八四九)	憲宗十五年(道光二十九年=一八四九)	憲宗十二年(道光二十六年=一八四六)	憲宗八年(道光二十二年=一八四二)	憲宗三年 (道光十七年 = 一八三七)	純祖三十三年(道光十三年=一八三三)	純祖二十九年(道光九年=一八二九)	純祖二十六年(道光六年=一八二六)
京都大学附属図書館蔵	東洋文庫蔵	天理図書館蔵	天理図書館蔵	靜嘉堂文庫蔵	東洋文庫蔵	東京都立中央図書館蔵	天理図書館蔵	天理図書館蔵	東洋文庫蔵	天理図書館蔵	京都大学附属図書館蔵	京都大学文学部図書館蔵	天理図書館蔵	天理図書館蔵	京都大学文学部図書館蔵

本解題で書誌情報として主に参考としたのは、以下の図書である。本文では略名を掲げることがある。ハングル表記

のものは、便宜的に漢訳、あるいは日本語訳でも掲げる。

(1)『燕行録選集』 ソウル、成均館大学校大東文化研究院、一九六〇~一九六二。

(2) 『子写母母早母母国訳燕行録選集』 古典国訳叢書九十五~一〇六、ソウル、민季是화추진회民族文化推進会、

一九七六~一九七九。

(3) 『朝天録』 中韓関係史料輯要二、台北、珪庭出版社、一九七八。

(4)林基中編『燕行録全集』 ソウル、東国大学校出版部、二〇〇一。

5 林基中・夫馬進編『燕行録全集日本所蔵編』 ソウル、東国大学校韓国文学研究所、二〇〇一。

(6) 中村栄孝「事大紀行目録」(『青丘学叢』第一号、一九三〇)。

7 崔康賢『韓国紀行文学研究』
ソウル、一志社、一九八二。

(8) 召力증林基中 『연행록包子燕行録研究』 ソウル、 望지사、二〇〇二。

(9)『同文彙考補編』巻七、使行録(『同文彙考』〔韓国史料叢書第二十四、ソウル、国史編纂委員会、一九七八〕)。

10 『朝鮮人名辞書』 ソウル(京城)、朝鮮総督府中枢院、一九三九。

11 『清選考』 蔵書閣貴重本叢書第二輯、ソウル、文化財管理局蔵書閣、 一九七二。

東京、書籍文物流通会、一九六一。

13 『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』 東京、国立国会図書館、一九七九。

(12) 『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』

四〇

- 4)『韓国古書綜合目録』 ソウル、大韓民国国会図書館、一九六八。
- (15) 李相殷編『古書目録』 ソウル、保景文化社、一九八七
- <u>16</u> 『奎章閣韓国本図書解題 続集 史部一』
 ソウル、
 州
 会ソウル
 大学校
 全章閣、
 一九九四。
- (17) 李顥錬編『韓国本別集目録』 ソウル、法仁文化社、一九九六。
- 18 李霊年·楊忠主編『清人別集目録』 合肥、安徽教育出版社、二○○○。
- 書名は内題 の林基中氏が外題を第一とし内題を副題として採る方針にかりに従ったが、本解題では漢籍目録作成の原則に従う。 全集日本所蔵編』所収資料の書名と異なるものがある。この資料集では、『燕行録全集』との統一性を考え、 (巻頭第一葉に書かれるもの)を優先し、外題 (封面に書かれるもの)を参考とした。この点、『燕行録
- 三、 燕行年次あるいは瀋行年次とするのは、撰者がソウルを出発した年次であることを原則とする。
- 四 排列は燕行あるいは瀋行の年次の順とする。複数年にわたるものについては、燕行あるいは瀋行に係わる記事がより 早い年次のものを先にする。
- 五、 燕行あるいは瀋行年次を確定できないものは、「 〕を付して推定年次を表す。『燕行録全集日本所蔵編』では

を付してあるものである。

- 六、本解題で対象とするのは、『燕行録全集日本所蔵編』に収録した資料のみであることを原則とする。例外として『観 華誌』を加える。これは本資料集の編纂後に、その現存を確認したものである。
- 七、 『燕行録全集日本所蔵編』で収録したものでも、次の二点については解題を加えない。

を始めた時、これが韓国にも現存すること林基中氏に知らせたが、出版予定の『燕行録全集』から漏れていたので、 趙顕命撰 『帰鹿集 (燕行日記)』。これは趙顕命の文集『帰鹿集』の一部である。『燕行録全集日本所蔵編 の編

加えないこと、以下の凡例の八のとおりである。 化推進会、一九九八)にも収録される。個人文集所収の燕行録については、たとえ日本現存のものであっても解題を 氏の希望によってこちらに収録したものである。『帰鹿集』は、『韓国文集叢刊』第二一二・二一三(ソウル、民族文

凡例、一の(7)頁二八五以下にすでに紹介されている。 同じく林基中氏の希望に従って、こちらにも収録したものである。さらに洪淳学およびこの書については、本解題 洪淳学撰『宮宮寺(燕行録)』。これも韓国に現存するし、『燕行録全集』第八十七冊から第八十九冊に収録される。

八、 日本に現存するものであっても、個人文集の一部に含められている燕行録は、本解題では取り上げない。また、単体 解題を加えない。なお (2) には、簡単ながらそこに収録する諸資料に解題が付せられており、利用者には便利であ の燕行録であっても、調査の結果すでに本解題、凡例、一の(1)(2)(3)(4)の四資料にすでに収録されるものは、

れるので、解題を加えない。 ところ、これは金昌業『老稼斎燕行日記』であることが判明した。これも、本解題、凡例、一の(2)(4) に収録さ が判明した。すでに、本解題、凡例、一の(1)(2)(4)ともに収録されているので、原則に従い解題を加えない。 李百亨等記(乾隆五十五年…の紀行)というのがあるが、これを調査したところ、徐浩修『燕行記』四巻であること 九九○)頁十に、撰者未詳『燕行日記』巻二至巻六、写本、五冊というものがあり、同じく原本について調査した また、『東京大学総合図書館蔵阿川文庫朝鮮本目録』(『日本所在韓国古文献目録』第二冊、ソウル、驪江出版社、 なお、『大阪府立図書館蔵韓本目録』(大阪、大阪府立図書館、一九六八)頁十三に、『燕行記』写本、 四巻一冊

九、 解題項目は、〔テキスト〕〔撰者略歴〕〔旅程〕〔内容〕の四項目とする。これは拙編書『増訂使琉球録解題及び研究』

項目とした〔目次〕〔時代背景〕は、必要に応じて〔内容〕に収める。 着時と、鴨緑江を渡った往復の日時のみ記す。一行人員数についてわかるものは、ここで示す。また使琉球録解題で (宜野湾市、 榕樹書林、一九九九)の解題項目にほぼ準じたものである。ただし〔旅程〕はソウル・北京 (瀋陽) 発

十、 年号については、燕行使など朝鮮に直接かかわる年次については、たとえば哲宗五年 年への換算は、特別な事件を追う場合を除き、原則として機械的な換算に従う。 表記する。中国国内の事件については、たとえば咸豊四年(一八五四)などと表記する。陰暦年から陽暦(西洋暦) (咸豊四年=一八五四) などと

解 題

[テキスト]

「文興君控于録」 一巻

柳思瑗撰

駒澤大学図書館蔵(濯足文庫)

郎殿」「大本山永平寺蔵書章」「永平寺寄託 頁に「金沢蔵書」の印章がある。もともと金沢庄三郎旧蔵。撰者名を明記しないが、柳思瑗撰として誤りない。 鈔本、一冊。内題で「文興君控于録」と題し、外題(封面)で「控于録」とする。封面の裏表紙には、「寄贈 濯足文庫 駒澤大学図書館 昭四九・十一・十二」等の印章がある。 本書第 金沢庄三

のミスプリントである。駒澤大学図書館本と奎章閣本を比較すると、内容はほとんど同じであるが、駒澤大学図書館本には 『奎章閣韓国本図書解題 『文興君控于録』はこの駒澤大学図書館蔵本のほかに、奎章閣にその所在を確認できる。またこの書については、すでに 続集 史部一』頁七十九に的確な解題がなされている。ただし、撰者を柳思援とするのは柳思瑗

と誤って填めている。また、明人の人名で奎章閣本には「佟起鳳」と正しくあるところ、駒澤大学図書館本では「終起鳳 と誤る。 誤字が目立つ。たとえば巻頭で奎章閣本では「書状官臣柳 奎章閣本の方がより良いテキストであることは明らかであるが、ただ駒澤大学図書館本はこれをもとに鈔写したも 謹啓」と二字分を空白にするところ、「書状官臣柳思遠謹啓」

〔撰者略歴〕

のではないようである。

朝鮮の朝廷が、中国に援軍要請をおこなう使節として彼が同行したことであった。帰国後、この時の功績によって文興君に 封ぜられている。 書き残すことになった事件、すなわち日本の豊臣秀吉の軍が再度朝鮮を侵略する、とのニュースをいちはやくキャッチした 朝人物考』所収の李恒福による「墓誌」がある。彼の人生にとって最も大事件であったのは、まさしく『文興君控于録』を 柳思瑗、中宗三十六年(嘉靖二十年=一五四一)~宣祖四十一年(万暦三十六年=一六〇八)、字は景晤、文化の人。『国

〔旅程〕

渡江の日から書き始め、義州に帰還するまでを記す。

宣祖二十九年 (万曆二十四年)

十二月 六日 渡江

遼東(遼陽)着

十二月

十三日

宣祖三十年(万曆二十五年)

正月 十四日 北京着

十五日 北京発

二月

[内容]

あるいは「聞見事件」が原タイトルであり、 ルで報告書を作成し、これを承政院に提出するのが義務であった。恐らくは本書第一頁第二行にある「丙申使行聞見事件 は鄭期遠であり、 控于天朝」「控于仁覆之天」と見えるように、天朝と仰ぐ明朝に援軍の必要なことを 控 えるという意味である。 本書は、豊臣秀吉の再度の出兵準備をいち早くキャッチした朝鮮朝廷が、明朝に援軍を要請した時の記録である。奏聞使 書状官は本書の撰者柳思瑗であった。書状官は燕行つまり赴京し帰国した後、「聞見事件」というタイト 一行目の「文興君控于録」は後人が付けた書名である。控于とは、

乎矣、 明側の史料でも見あたらないものである。それはもともと、「中朝九卿科道等官上本中、事渉於発兵征倭者、 リアルさを伝える点ではこれに勝る史料はおそらくないであろう。またここに引用される明朝官僚の上奏文は、ほとんどが のである。 に対して主戦論を唱える給事中らいわゆる言官の動向などは、汗牛充棟ともいうべき多くの関連史料があるにもかかわらず、 ではともに十分に利用されてきたようにない。とくに、柳思瑗自身が北京で目撃した兵部尚書石星らの動き、石星の和平論 「通報』が伝わらず、この書に見える上奏文のほとんどが『明実録』や『万暦疏鈔』あるいは『万暦邸鈔』等に見えないも 本書はいわゆる「丁酉倭乱=慶長の役」にかかわる第一級史料であるにもかかわらず、これまで日本、 皆因通報伝謄」と柳思瑗自身が記すとおり、『通報』つまり官報(邸鈔)に掲載されたものであったが、現在その 韓国、 日下書録為白 中国の学界

ここに見える上奏文のいくつかについて、そのタイトルと上奏者を記すと、下記のとおりである。

検討せよ」と命じた。これはこれを受けた兵部から皇帝への覆奏である。この時、兵部尚書の石星は楊方亨と沈惟敬らを日 まず「兵部覆本」がある。朝鮮国王が万暦帝に援兵を請う上奏をなしたのに対し、万暦帝が「兵部知道」つまり「兵部で

を求めた。ここには自力で防衛しようとしない朝鮮に対する強烈な批判、非難が見られるので次に引用する。 彼は主戦論ではなく和平論を唱える中心人物であり、朝鮮に対しては中国に頼ることなく、あくまで自力で防衛すべきこと 本に派遣し、秀吉を日本国王に冊封しようと工作しつつあり、これが成功しつつあるかのような情報を得ていた。すなわち

罷兵省費、又復三年。曽不聞該国君臣痛加振励、 今如該国所請、不知練兵、長以中國之兵為兵、不自積餉、長以中國之餉為餉、己享其逸而令人居其勞、己享其安而令 則曰従前未有費兵餉而代外戍者。凛凛天語、中外聞知、屡經臣等申飭、 積餉練兵、以為預備之計。 又不啻至再至三。今彼此講封、 乃一經虚喝、 便自張皇馳報 已越五載、

即小邦不能得之于大國、況屬藩可得之于天朝乎。

兵部からの回答である「兵部発兵回咨」なども重要である。 くは主に官報 道尚書楊俊民一本」「黄紀賢一本」「兵部一本東封事、石星発明表文」「張正学一本」「文華殿中書趙士楨一本」など、おそら とへの怒りでもある。ほかに「徐成楚上本」「劉道亨一本」「兵部因劉道亨参論覆題一本」「周孔教一本」「大小九卿六科十三 ここには朝鮮側の態度に対するあからさまないらだちと、怒りとが表現されている。これは自らの和平工作を妨害するこ (邸鈔)から書き写したと考えられる貴重な上奏文がある。また、朝鮮側から呈出した「呈兵部文」、そして

柳思瑗自身が目撃した記録は、さらに貴重である。以下は二月三日の記録である。

臣等進往六科衙門、衙門皆在闕内、六科給事各坐本衙。吏科門外書掲劉道享参論石尚書文、兵科門外書掲徐成楚参論石

尚書文、若傍示者然。人多聚讀、亦有謄書者。

「呈六科文」を提出して石星の主張に反論する一方、石星本人への工作も行う。次の引用は二月五日に石星の私宅に朝鮮の しげに門前に貼り出していたのである。六科給事中ら主戦論を唱えるものがいることに力をえ、柳思瑗らは六科給事中には 六科給事中は主戦論で固まり、和平論を唱える兵部尚書石星と対立していた。吏科と兵科では、石星批判文を誇ら

通訳官を差し向けた時の記録である。石星は次のように返答したという。

定具奏矣。前主封是我、今主戦是孫老爺。我之主封者、是保全爾国、 尚書曰、 爾等不知天朝文体、我当初題覆之意、亦非全棄爾国而不救。文体自不得不如是也。今則已行文、 覊縻日本。三年中使爾国便於修守練兵積餉、 與督撫作速議

不虞。

ではなく、むしろこの三年の期間に朝鮮に自ら軍備を増強させるためであった、と弁解している。 いう文体上やむを得ないことであったと弁明する。さらに、自分が和平論を唱えたのは、 石星は、情況が変化しつつあることを敏感に感じとり、先に「兵部覆本」でみせたような朝鮮に対する怒りは、 決して朝鮮を見捨ててやったこと 上奏文と

た時の記録である。 次に引用するのは、 二月九日、 情況を心配する柳思瑗が宮城内の午門へ偵察に行き、 かつ都察院に文書を提出しようとし

初九日庚午、 爾等伺侯于兵部 臣等進前、 今日会議正為此事云。臣等起立、科道等官過向兵部朝房而去。有頃石尚書自其朝房変服出、 科道対面切責。且曰、今日所議事也、尚書何敢得与云、故去也。九卿以下齊会于五鳳楼下、 尋已科道諸官一時来到。臣等進前跪伏泣訴、 手持呈文、叩頭号泣、令李海龍畢陳憫迫之状。九卿以下互相論議、使下吏受呈文。答曰、今日会議政為此事。 晴。 留玉河館。 臣等早往午門外、 俟都察院入朝房。臣等立于戸外、 科道等官曰起来。臣等不起愈叩頭、 使下人入送呈文、 使李海龍畢陳情理。 向闕外去。 則披見還給、 左右序立将入門。 問其故、 科道等官 日呈于 則

兵部尚書石星が科道官らに面罵され、「今日の会議にお前など出席できるか!」としかりつけられ、変装して兵部朝房から 官に懇泣した後、 ここに見える李海龍とは、 意外な事態を目撃した。それは、これから大会議を開き大議論が始まろうとする直前、 石星の私宅へも出かけた朝鮮通訳官である。柳思瑗らは六科給事中と都察院の官僚つまり科道 主役であるはずの

逃げ出す姿であった。

このように、この資料は中国政治史資料としても極めて貴重である。

2. 『松溪紀稿 (瀋陽日録)』一巻 撰者未詳 天理図書館蔵(今西文庫

[テキスト]

第二行目に「瀋陽日録」と記す。漢籍書目作成の原則に従い、『松溪紀稿』を主題でとるべきである。 鈔本、一冊。巻頭第一行目にもと「松溪遺稿巻之」と墨書されるうち、遺の上に紀を書き加えて「松溪紀稿巻之」と記し、

麟坪大君と出てくるので、原則的に見て彼本人の日記ではありえないし、昭顕世子とは別のところに彼が居たはずなのに を書題とし、「手記」を参照したのであろうが撰者を「麟坪大君李濬」と定めている。これは誤りである。本文中に何度も 昭顕世子の行動を詳しく記すからであり、撰者が麟坪大君李溍ではありえないのである。 とは全く別物だからである。『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』(頁三十三)に至っては、この写真本について『松溪瀋陽日録 今西のものであるとすれば、「『松溪集』の内」というのは何かの勘違いであろう。というのは、もし仮に鱗坪大君李溍撰 集ノ内)瀋陽日記 『松溪集』の一部であるというなら、『松溪集』に収録されるのは『燕途紀行』三巻であって、この『松溪紀稿(瀋陽日録)』 『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』(頁五十二)でも、『松溪紀稿』を書題としてとり、撰者名を記さず、「手記云゛(松溪 稿本よ」と記す。ただ現在は、この手記は見あたらない。「今西龍」の印があるのみである。この手記が

十四日、賊兵到畿甸」の「丙子」の下には「詳公瀋陽事蹟云」と書かれている。これらは撰者を確定するための材料かも知 などという『家乗』をもととした校訂がなされている。またしばしば紙が張りつけられ、たとえば書き出しの「丙子十二月 本書には欄外にしばしば注がつけられている。たとえば第一葉表の「江都陥没」のところには「陥没二字、家乗云失守」

れないが、現在のところ未詳とするほかない。

〔撰者略歴〕

撰者未詳。

[旅程]

仁祖十五年(崇徳二年)

二月八日

ソウル発

瀋陽着

四月十日

[内容]

り、 に内藤虎次郎「瀋陽日記解題」 かしこの『瀋陽日記』に比べると節略が甚だしく、 叢書刊行会、満蒙叢書第九巻、 とした編纂物である。この点、 昭顕世子に扈従した人物が、昭顕世子の瀋陽拘留中の行動を中心に追った日記、ないしは後述の『瀋陽日記』などをもと 内容は、仁祖十四年(崇徳元年=一六三六)十二月十四日の「丙子倭乱」、すなわち清朝軍によるソウル陥落からはじま 仁祖二十三年(順治二年=一六四五)二月に清が北京を得て昭顕世子を帰国させ、さらに同年三月、進賀正使として麟 がある。本書はこの『瀋陽日記』に拠ったとしか考えられない部分が多く、 一九二一、また『燕行録全集』第二十四・二十五冊)に近い。この書については満蒙叢書本 数ある『瀋陽日記』の中では世子を中心に記録している撰者未詳 資料的価値は劣る。『瀋館録』(『遼海叢書』第八集所収)とも近い。 『瀋陽日記』 同文が多い。 (東京、満蒙

坪大君がソウルを出発し、その後瀋陽に留められるところまで記す。

3. 『瀋陽質館同行録 (瀋中日記)』一巻 撰者未詳 東洋文庫蔵

(テキスト)

鈔本、一冊。封面の右側に「瀋陽質館」、左側に「同行録」と外題を記す。印章は「樂浪書斎」「東洋文庫」の二つのみで

ある。合計十二葉、これに「上言草」と題する横長一葉の啓文が加わっている。

見て『瀋陽質館同行録』で採る方がよりよいと考える。 第一葉には書名に当たるものがなく、第四葉表に「瀋中日記」とあることによったと考えられる。しかし、本書の内容から 『増補東洋文庫朝鮮本分類目録』(頁三十三)では本書を『瀋中日記』(『瀋陽質館同行録』)という名で採っている。本書

〔撰者略歴〕

撰者は明かでない。

[旅程]

二月八日ソウ

仁祖十五年(崇徳二年)

ソウル発

『瀋館録』)

渡江

四月十日

FID ST

瀋陽着

五月二十二日 (崇徳四年)

瀋陽に留まる。

[内容]

丙子胡乱の結果、仁祖の二子、すなわち後に孝宗として即位する鳳林大君と麟坪大君(号は松溪)は、 瀋陽に人質とし

て取られる。本書はその時の記録である。

まず「同行録座目」には、 鳳林大君以下合計十五人の同行者名が、 官職、 生年、 籍貫、字号、 科挙及第年などとともに記

される。

ど後世の鈔写である。 と注が書かれている。「同行録座目」と同じ書体であるから、これは尹鳳九の自筆ではないばかりか、「同行録座目」もよほ についての感想が見える。これは節略されたもののようで、「此乃尹屛溪 次に崇禎甲申後再癸丑すなわち英祖九年(雍正十一年=一七三三) 初秋日の日付をもつ、尹鳳九が書いた右の同行者名簿 (屏溪は尹鳳九の号)之書、 而初書欽多。 未謄。」

以下、仁祖十七年の五月二十二日まで書き列ねられるが、毎日切れ目のない日記ではなく、節略が多い。先に示した2 両者に見られない文章もある。 「松溪紀稿 尹鳳九の書と同じ書葉に「瀋中日記」と題され、丁丑 (瀋陽日録)』とほぼ同じ文章も見られるし、『瀋館録』(『遼海叢書』所収本)とほぼ同じ場合もある。 (仁祖十五年)二月八日に世子一行がソウルを旅立ったことを記す。 しかし、

最後に「上言草」と題し、京畿抱川幼学某による六世祖、 おそらくは同行した李時楷のために褒贈を乞うた啓文が付録さ

[瀋行録] 巻 編者未詳

れる。

京都大学附属図書館蔵 (河合文庫)

[テキスト]

封面で記す「瀋行録」を書名とすべきであろう。封面「瀋行録」の右に、癸亥、甲戌、戊戌、癸卯、乙丑、丁亥と横に並記 鈔本、一冊。 巻頭第一行目では「瀋使啓録」とするが、第六十二葉で「瀋行別単」とし、両者は同格である。 したがって

し、丁亥の下あたりに「行瀋 甲」と記す。あるいは本来、二冊、三冊からなっていたものの第一冊かも知れない。

編者略歴

編者は全く不明である。

[旅程]

普通の燕行録あるいは瀋行録と異なり、 編纂物であること、次の内容で記すとおりである。

安使趙」「甲戌問安使命」「戊戌問安使李」「癸卯問安使李」「乙丑問安使李」からなる。各年次と正使の名、および状啓が書 清朝皇帝が先祖の陵を参拝するなどの目的で瀋陽に行幸したとき、ご機嫌をうかがう使節である。「瀋使啓録」は「癸亥問 かれ発せられた場所を記せば、次の通りである。 の宮廷に報告する義務があった。この瀋行録に収録されたのは、すべて問安使によって発せられたものである。問安使とは べていわゆる吏讀体の文章である。瀋行使であれ燕行使であれ、使者は途次の各地各地から、現状とその後の予定をソウル 「瀋使啓録」と「瀋行別単」とからなる。「瀋使啓録」はすべて瀋行使によって発せられた状啓である。したがって、す

癸亥(英祖十九年=乾隆八年)正使趙顕命

は推定を著す。

七月八日 平壌

七月二十二日 七月十八日 平壌

平壌

八月六日

郭山雲興站

八月八日

義州

八月十一日 八月十六日 義州 義州

八月十七日

八月十九日

(柵門)

(義州対岸) 渡江後

九月三十日 瀋陽

義州

十月十一日

甲戌(英祖三十年=乾隆十九年)正使俞拓基

七月二十九日 平壌

七月二十五日

黄州

安州

八月五日

義州

八月九日

(義州対岸) 渡江後

八月十三日

八月十五日 柵門

瀋陽

八月二十八日

九月十七日

瀋陽

戊戌(正祖二年=乾隆四十三年)正使李溵 九月二十七日 義州

七月五日

五三

七月八日 平壌

七月十五日

安州

七月二十七日 七月二十四日

義州

(義州対岸) 渡江後

七月二十九日 八月十四日

栅門

八月二十九日

瀋陽

瀋陽

義州

癸卯(正祖七年=乾隆四十八年)正使李福源 九月十一日

六月十三日ソウル発から九月四日の瀋陽における乾隆帝との会見、十月十五日復命までの簡単な日記である。朝鮮国王に

提出したものと思われる。 乙丑(純祖五年=嘉慶十年)正使李秉模

閏六月二十二日 黄州

閏六月二十五日 平壌

七月一日

安州

七月九日

義州

(義州対岸) 渡江後

七月十九日

柵門

七月十七日

(八月十一日 瀋陽)※次の状啓で言及

九月一日

瀋陽

さらに七月二十一日から九月二十七日復命までの簡単な日記、盛京礼部回咨、行在礼部原奏を加える。

右のうちで英祖十九年(乾隆八年=一七四三)瀋行時の旅行記として、趙顕命『燕行日記』(『帰鹿集』所収本)二巻があ

『燕行録全集日本所蔵編』に収録する。

「瀋行別単」は以下の年次に以下の人物がなした報告である。いずれも、瀋陽においてキャッチした情報聞見を記す。

壬戌 (粛宗八年 = 康熙二十一年) 正使閔鼎重

戊寅 (粛宗二十四年 = 康熙三十七年) 書状官尹弘离

戊戌 (正祖二年=乾隆四十三年) 書状官南鶴聞

癸卯 (正祖七年=乾隆四十八年) 書状官尹矆

癸卯 (正祖七年=乾隆四十八年) 首訳張濂

乙丑 (純祖五年 = 嘉慶十年) 書状官洪受浩

乙丑 (純祖五年 = 嘉慶十年) 首訳尹得運

なお林基中『燕行録研究』頁四十三で、本書の「燕行年代」を粛宗八年=康熙二十一年=壬戌とするのは、 誤った情報な

いしは不正確な情報である。

『燕行日記』 巻 李澤撰

天理図書館蔵(今西文庫)

[テキスト]

疏草』は巻一、晋平府君疏草、巻二、咸陵府君疏草からなる一冊本である。韓国の各種図書目録には見えない。 鈔本。『両世疏草』 卷一「晋平府君疏草」所収、「燕行日記附 従行軍官生員李柱泰所録」とあるのがこれである。 一両世

平君子ナシ。光遠ヲ以テ後トセントス」との、恐らくは今西龍自身の書き付けがある。今西は暫定的に晋平府君=李翊とし にこの『燕行日記』の書き出しで、 たのであろう。しかし巻二「咸陵府君疏草」の「乞推恩本生疏」に「先臣晋平君澤」とあり、晋平府君は李澤である。さら 本書は撰者名を明記しない。表紙裏面は「信城君、子ナシ。福城君帽ヲ立テテ後嗣トス。 福城君ノ子ヲ晋平君珝トス。晋

余素以多病之人、曽於丁亥年往来燕京。

七一四) 正使は晋平君李澤であった(『同文彙考補編』巻七、使行録)。また本『燕行日記』は甲午=粛宗四十年 とは李澤であり、 とあり、丁亥=粛宗三十三年(康熙四十六年=一七○七)の燕行使の一員であった。粛宗三十三年の謝恩兼三節年貢使の の燕行録であり、この時の正使は晋平君李澤、副使は権省、 これを撰者として間違いない。 書状官は俞崇であった。したがってここに言う晋平君 (康熙五十三年=

ある。十一月二十四日の条で謀報活動に当たっていた朝鮮通訳官がもたらした寧古塔(ニングタ)将軍にかかわる情報、つ この日記はもともと李澤個人の備忘録という性格が強い。とすれば、 日)、水汲みに行かせるなどをしており(十二月二十九日)、李柱泰は宗室の一員李澤の個人的な従者であったと考えられる。 すから、李柱泰の日記ではありえない。李澤は彼に清朝の機密書類を書き写させ(二月十九日)、石碑を模写させ(三月二 玩と同じく往ってその家に宿泊した」と記し、十二月十九日には「李柱泰に命じて(望海亭に)行って見させた」などと記 あるのは、 内容は、 何を意味するのか。日記の中では李柱泰本人がしばしば登場する。たとえば十二月十四日の条では「李柱泰・趙 正使李澤が書き付けた日記のスタイルをとる。とすれば、すでに述べたように、「従行軍官生員李柱泰所録」 李柱泰が李澤になり代ってこの日記を書いた可能性が ع

まり上奏文とこれに対する康熙帝の諭旨について、

故謄之日記、且兼録瀋陽将軍康熙三十五年題請、 以備参考。

と言っている。李柱泰はおそらくは李澤の日記や記録整理にも当たり、あるいは李澤になり代ってこの日記を書いたため、

「李柱泰所録」と書かれたのであろう。

〔撰者略歴〕

晋平府君と称する宗室の一員であった。

[旅程]

粛宗四十年 (康熙五十三年)

十一月二日

ソウル発

十一月二十六日 渡江

十二月二十七日

北京着

粛宗四十一年 (康熙五十四年)

二月二十五日 北京発

渡江

三月二十三日

四月四日

ソウル着

[内容]

数八二五名というのは、すくなくとも記録に残るかぎりで言えば、朝鮮燕行使一行の数としては最も多い部類に属するだろ 行が朝鮮から清に向けて、国境に設けられた柵内を入ったとき、入柵人数を八二五名、馬七二一匹と記録する。入柵人

う。

見した甲軍は、手をたたいて歓声をあげたという。 イロリスト)が少ないと言う城将、 本燕行録にはまた、訳官たちの旺盛な商業活動を伝える。また、柵門に近い清朝側の国境の都市である鳳城で、 甲軍らと争いになり、 結局帰国時に輸出禁止の弓角を荷車の中に発見された。これを発 礼単(ワ

6. **『悔軒燕行詩』 一巻** 趙観彬撰 付『月谷燕行詩』一巻 呉瑗撰 東洋文庫蔵

[テキスト]

観彬 目録』で呉煖撰とするのは誤記である。 第一冊頁一二五に簡単な解題がある。乾隆中写本とする。呉瑗『月谷燕行詩』を同じ筆跡で付録する。『悔軒燕行詩』は趙 『月谷集』木活字本があるが(『韓国本別集目録』頁四六三)、未見であり異同を確認していない。『増補東洋文庫朝鮮本分類 鈔本、一冊。前間恭作旧蔵。前間恭作編『古鮮冊譜』(東京、東洋文庫、一九四四、のち釜山、民族文化、一九九五影印) 『悔軒集』(『韓国文集叢刊』二一一、ソウル、民族文化推進会、一九九八所収)巻七に同じものが見える。 呉瑗には

〔撰者略歴〕

である。

の人。粛宗四十年(康熙五十三年=一七一四)に文科に登り、礼曹判書をへて判中枢に至った。二憂堂すなわち趙泰采の子 趙観彬、 粛宗十七年(康熙三十年=一六九一)~英祖三十三年(乾隆二十二年=一七五七)、字は国甫、 号は悔軒、

呉斗寅の孫。 呉瑗、粛宗二十六年(康熙三十九年=一七○○)~英祖十六年(乾隆五年=一七四○)、字は伯玉、号は月谷、海州の人。 英祖四年(一七二八)庭試第一となり文名が揚がった。官は吏曹参判、大提学に至った。

[旅程]

となった冬至使は英祖二十一年(乾隆十年=一七四五)十一月一日に辞階し、翌年三月二十八日に復命している。また呉瑗 が書状官となった英祖八年(雍正十年=一七二二)冬至使は、十月二十九日に辞階し、翌年四月二日に復命している。 『悔軒燕行詩』『月谷燕行詩』ともに詩集であり、ともに旅程はわからない。ただ、『同文彙考』によれば、趙観彬が正使

【内容】

特に記すべき詩歌は見当らない。

7. 『燕行日記』二巻 尹汲撰 駒澤大学図書館蔵(濯足文庫

(テキスト)

澤蔵書」がある。このうち景孺は尹汲の字、近菴はその号、海平はその本貫である。本書は尹汲の自蔵本と考えられる。 が消され、また数字分あるいは一字分切りとられ、修改のうえ貼り替えられている。 冊封面に「燕行日記 鈔本、二冊。印章として「海平」「近菴」「尹汲」「景孺」「一丘一壑」「進士初會壮元庭試重試乙科親臨文臣庭試入格」「金 乾」、第二冊封面に「燕行日記 坤」と記す。 金沢庄三郎旧蔵。ところどころ、すでに書かれた墨

〔撰者略歴〕

曹判書兼弘文館提学謚文貞尹公墓誌銘」がある。これによれば、尹汲は字は景孺、 (雍正三年=一七二五)に進士となった時、両場ともに壮元であった。同年、 粛宗二十三年(康熙三十六年=一六九七)~英祖四十六年(乾隆三十五年=一七七○)。南公轍『帰恩堂集』巻九に「吏 (乾隆二年 = 一七三七)、重試に登っている。これらは前に記した印章にも示されている。尹氏は西人老論派に属し、 庭試文科に中り、侍講院説書となった。英祖 号は近菴、 海平の人である。

彼自身、英祖の蕩平策に批判的であり、少論派を攻撃した。官は吏曹判書となった。「筆法精麗」で、人々は彼の尺牘を得

て競って倣ったという。その書体は尹尚書体と呼ばれた。

(旅程)

英祖二十二年(乾隆十一年)

十一月六日 ソウル発

十一月二十八日 渡江

十二月二十八日 北京着

英祖二十三年(乾隆十二年)

北京発

二月十五日

三月二十七日 渡江

ソウル着

四月十六日

中国側の国境の町柵門で、一行の従者は三三五人、馬は二二五匹であったとする(十一月三十日)。

, 内容]

とになっていたようである。 吏曹判書を結銜 **「別単」、さらに清朝に提出した表咨文のリスト「表咨状数」、貢物リスト「方物数」からなる。なお、状啓は副使が書くこ** 英祖二十二年(乾隆十一年=一七四六)、尹汲が冬至使副使として燕行した時の記録である。時に戸曹参判であったが、 (加銜)されている。日記のほかに、「渡江状啓」ほか計六つの状啓・封啓、収集した情報報告書である

反満感情は依然として強い。呂留良『呂晩村文集』を持っているかと中国人に二回尋ねている。(十二月二十一日、二十

をさらし首にされた人物である。 民族主義者である。この時はすでに死去していたが、その反満民族主義を許し難いとする雍正帝によって、 五日)。呂留良は雍正六年(一七二八)頃から雍正十年(一七三二)にかけて起きた曽静事件のとき、大問題となった反満 棺を発いて屍体

8. 『丁亥燕槎録』一巻 李心源撰 東洋文庫蔵

[テキスト]

鈔本、 一冊。巻頭に書名を記さず、封面に丁亥燕槎録と記す。主に草書体で記す。別本の現存を確認できない。前間恭作

旧蔵。

〔撰者略歴〕

ば、李仁源、字は宅之、延安の人で、景宗二年(康熙六十一年=一七二二)生である。英祖二十六年(乾隆十五年=一七五 実録』によれば、李心源は大司諫などを歴任している。 ○)文科及第。父は李得輔。燕行出発に当たっての英祖との問答で、祖が都承旨、父が参奉であったと述べる。『朝鮮王朝 景宗二年(康熙六十一年=一七二二)~?。本名がもと李仁源であったところを李心源と改名する。『国朝榜目』によれ

[旅程]

英祖四十三年(乾隆三十二年)

十月二十二日 ソウル発

十一月二十五日

日 渡江

十二月二十七日

北京着

英祖四十四年(乾隆三十三年)

二月十二日 北京発

三月二十六日 渡江

四月十一日ソウル着

[内容]

ら数銭のものが大半であるが、この中で十両以上のものとして、次の書名が掲げられる。 る。中国における物価にも心をとめている。二月一日の条には、三十数種の書物の価格を記しており、貴重である。数両か 英祖四十三年(乾隆三十二年=一七六七)、冬至使副使として燕行した李心源の日記である。日記は詳細でかつ生彩があ

『皇明全史』十二両 『一統志』四十五**両** 『十三経注疏』二十両

い交際は見られない。帰国途次の永平府撫寧県で、進士であった故徐鶴年の子で生員である徐昭芬と親しい筆談を交わして いて尋ねている。少し前に燕行した尹汲に比べると、反満感情は少なくとも表面に表れず、むしろ二年前の英祖四十一年 (乾隆三十年=一七六五)に燕行した洪大容らの実学に近いものを感じる。ただし洪大容らと違って、北京知識人との親し 北京から瀋陽へ帰る途次で、何度も清人に一家の田土可耕面積や所有面積、さらに納税についての満人と清人の区別につ

9. 『燕行記著』一巻 撰者未詳 天理図書館蔵(今西文庫

いる程度である。

〔テキスト〕 ・

一冊。印章として「今西龍」「今西春秋」「今西春秋図書」「春秋文庫」「天理図書館蔵」「今西文庫」、それに昭和四

十六年八月受入れの「寄贈天理大学」印があるのみである。

と考える。 五言や七言の詩の中に、 最後の十葉ほどは燕行時の作ではない。誰かの個人文集の一部か、と考えられる。 いくつか一字が空白になっている。本書が拠った原本から鈔写するとき、判読できなかったもの

〔撰者略歴〕

撰者は正使、 撰者未詳。 副使、 燕行年も撰者も明記しない。しかし、本書は正祖六年(乾隆四十七年=一七八二)の冬至行の時のものであり、 書状官のいずれでもない、ただの随行員であったと推測する。 理由は以下の通りである。

まず「皇都雑詠」と題する詩で、

喇嘛僧満雍和宮、錦帽貂裘抗貴公、乾隆蓋是英雄主、賺得蒙蕃尽彀中。

と詠う。 隆時代のものであったことがうかがわれる。 乾隆年号は本書で合計三回登場するのに対し、その他の年号は一度も登場しないことにより、このたびの燕行が乾

ものである蓋然性が強い。 であることがわかる。壬寅に該当する乾隆年間以降としては、正祖六年(乾隆四十七年=一七八二)と、憲宗八年 十二年=一八四二)の二つだけであるが、先に記した理由によってこれが正祖六年(乾隆四十七年=一七八二)の燕行時の では何年であるかというと、巻頭に「壬寅十月」と記すことにより、これが壬寅年十月にソウルを出発した冬至行のもの (道光二

行』の「後車不至、淹滞一旬遣悶」ともに共通している。また、ともに後続車が柵門でそろわなかったためであると述べる。 があり、 正祖六年使行の三使は、正使が鄭存謙、副使が洪良浩、書状官は洪文泳であった。このうち洪良浩は文集として『耳溪集』 しかし帰国時に通常と違って柵門に十日間も逗留していること、『燕行記著』の「留柵十日」、および洪良浩 その巻六に『燕雲紀行』も収録するが、 両者を対照させると全く別のものである。つまり撰者は洪良浩ではあり得

であって、 二人が同じ旅行団に加わっていた可能性が強い。 『燕行録全集日本所蔵編』でこの書を〔正祖六(乾隆四十七=一七八二)〕と〔 つまりこの燕行録が正祖六年時のものである蓋然性は、さらに強くなるの を付し、推定年代とし

しかし、北京滞在中に詠った「煤山志感」という詩の一節で、

たのはこのためであった。

琉球人気弱、稍欲尚文風、捲髮如東俗、冠裳制頗同。

る可能性も大きい。しかし詩に含まれる雰囲気からはたしてアヘン戦争の後の燕行時のものであるか、やはり疑問を感ずる 年(一八四三)の元朝には参加しているのである。したがって、本書が憲宗八年(道光二十二年=一八四二)時のものであ と、この年に琉球使節も朝貢のため北京へ来ており、 か確認してみると、乾隆四十八年(一七八三)に琉球使節は元朝つまり元旦の儀式に参加しておらず、かえって道光二十三 とりあえず(〕を付してここに収める。利用者は注意されたい。 撰者が目撃していたことがわかる。そこで琉球使節が何年に来ていた

では、撰者は誰であろうか。正使あるいは書状官であろうか。これについては「留関雑絶」と題する次の一絶が参考にな

書生一夜忽高官、金帯横腰鶴頂丹、端重太和門外路、北人皆以貴人看。

る。

て着ている撰者を見て、「貴人」と見てくれた、と述べたものである。従って、撰者は随行員の一員であり、三使臣ではあ むことになっていた。これを詠ったものと考えられる。「北人皆以貴人看」も同じであり、中国人が「高官」の衣冠を借り 官」というのは、元朝が行われる太和殿には、書生と自称するごとき一般の随員の参賀入庭は制限されたから、 人員の中で入庭する資格を持つ者の衣冠を一時的に借りて、つまり「一夜にして高官」に化け、「金帯」を腰にして混れ込 留関雑絶」 の関とは玉河館のことであり、 北京滞在中の様々なことを詠った絶句をここに集めている。 「書生一夜忽高 彼らは朝鮮

りえない。

あるいは、撰者の姓は「李」であったのだろうか。「留関雑絶」に次の一絶がある。

雜貨東西価極些、百般要売向人誇、不知我是空空的、欵洽争呼李老爺

ただ、中国商人は朝鮮人と見れば誰をも「李老爺」と呼びかけていた可能性があるので、これ以上は明らかにならない。

〔旅程〕

全く記されない。

[内容]

全篇すべて詩からなる。すでに触れた「留関雑絶」のいくつかは、燕行使一行の生態を示すものとして興味深い。

10. 『燕行日記』二巻(欠巻一) 金箕性撰 天理図書館蔵(今西文庫)

[テキスト]

そらくは近年になって、今西龍が誰かから借りて鈔写させたものであろう。ただ現在では、他本の現存を確認できない。 九一)のものであるから、『燕行録全集日本所蔵編』の目次ではこの年代を表記したが、体例(凡例)を尊重すれば、正祖 謝恩使の記録であり、撰者は正使の金箕性であることは明かである。巻一を欠き、内容は正祖十五年 宮廷に復命したところまで記す。撰者名も記されないが、内容から見て、正祖十四年(乾隆五十五年=一七九〇)の冬至兼 「春秋文庫」「天理図書館」があるだけである。筆写の書体は同じ今西文庫の洪昌漢『燕行日記』に極めてよく似ている。お 鈔本、一冊。もと巻一、巻二の二冊からなっていたが、現在は巻一を欠く。印章は「今西龍」「今西春秋」「今西春秋図書」 本書は「辛亥正月十七日」に円明園へ行くように、との礼部主客司の文書を受け取ったところから、三月七日にソウルの (乾隆五十六年=一七

十四年燕行使の記録とする方が、より適切であったかも知れない。本解題はこの考えに従った。

〔撰者略歴〕

金箕性のことは未詳。彼はこの燕行時に光恩副尉であった。宗室の関係者である。

【が程】

欠巻一の部分は『同文彙考』によって補う。

(正祖十四年〔乾隆五十五年〕)

(十月二十一日 ソウル発)

正祖十五年(乾隆五十六年)

正月二十六日 北京発

二月二十七日 渡江

ソウル着

[内容]

三月八日

ても、もちろん通訳を通してであるが、特別なこだわりは見られない。鉄保、 情が表れることは稀薄である。円明園での宴会に参列したときも、「今番則皇帝恩遇尤鄭重」と記す。満人との会話につい も同様である。観察及び叙述が詳細でかつ具体的であるのは、いわゆる実学の風気が彼にもあったのかもしれない。反清感 日久而忘失。茲録之下方。」として、「燕京形便城闕制置」「聞見雑録」「習俗法制」「清主源流」「道里山川識」を付載する。 燕京形便城闕制置」は明らかに様々な先行資料を参考にして書いているが、自分の体験をもしばしば交える。「聞見雑録 内容は日記を中心とするが、北京逗留最後の日である正月二十五日の条の後ろに、「明当回還起程、而略有所見聞、 和坤、 阿桂、王傑福、それに附馬の豊紳らが 、恐或

「聞見雑録」においても『日下旧聞』を引用しながら、風俗の乱れを記しつつ、

然則其自来遺風、而非以陸沈薫染之故耶。

と、風俗が悪くなったことを満州族の中国統治と無関係なこととしている。

中清朝貢貿易にかかわる資料も豊かである。また、朴斉家がこの旅行団の一員として参加しており、しばしば登場する点

でも重要である。乾隆皇帝が朝鮮使臣による元宵詩を見たい、と言ってきた時

『燕行日記』一巻 呉載紹撰 天理図書館蔵(今西文庫)

(テキスト)

11

鈔本、一冊。封面では「燕行日録」と書すが、本文第一葉第一行目に「燕行日記」と書すところから、「燕行日記」とす

べきである。

目録』頁三十四ともに、呉載純撰とするが、誤りである。 館のカード、『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』頁一二三およびこの影照本を蔵する東洋文庫の『増補東洋文庫朝鮮本分類 撰者については、本文の前の一葉に「純祖王元年辛酉 呉載純燕行日記 龍」との書きこみがあるところから、 天理図書

っており、「載紹」と判読できる。もう一つの印章の左半分は判読できない。呉載紹自蔵本と考えられる。 本文第一葉一行目、二行目にもと印章があったと思われる部分が、切り取られている。三行目に一つの印章の左半分が残

〔撰者略歴〕

である。 呉載純はその兄である。その子、呉煕常による「先考判敦寧府君行状」(『老洲集』巻十九)によれば、英祖四十四年 あった時、 三十三年=一七六八)の進士、同四十七年(一七七一)の文科及第である。純祖元年(嘉慶六年=一八〇一)に戸曹参判で 呉載紹は英祖十五年 礼曹判書の肩書きを帯びて副使として燕行している。官は判敦寧府事に至っている。文集の類は現存しないよう (乾隆四年=一七三九) ~純祖十一年 (嘉慶十六年=一八一一)。字は克卿、号は石泉、海州の人。 (乾隆

文庫蔵の趙観彬『悔軒燕行詩』付載の『月谷燕行詩』(本解題6.)の撰者は、この呉瑗である。兄の呉載純も、正祖七年 に副使として赴燕し、父の呉瑗も書状官として英祖八年 また曽祖にあたる呉斗寅も、顕宗二年(順治十八年=一六六一)に書状官として、さらに粛宗五年(康熙十八年=一六七九) に副使として航海により燕行している。この時の燕行録として洪翼漢『花浦先生朝天航海録』があり、 (乾隆四十八年=一七八三)に瀋行している。 純祖元年八月二十三日の条によれば、呉載紹の高祖にあたる呉퀢は、仁祖二年すなわち明朝天啓四年(一六二四) (雍正十年=一七三二)に赴燕している。 なお、 呉퀢の名も登場する。 先に解題した東洋

純祖元年(嘉慶六年)

八月二日 ソウル発

八月二十四日 渡江

九月二十四日 北京着

十月二十九日 北京発

十一月二十七日 渡江

十二月八日 ソウル着

[内容]

行の目的は、 純祖元年 (嘉慶六年=一八〇一)、嘉慶帝の皇后に冊封が下されたとの頒詔のため、 皇后冊立に対する進賀と、 勅使派遣に対する謝恩であった。呉載紹は時に戸曹参判であったが、 清朝から勅使が派遣された。この燕 礼曹判書の肩

書きを帯び副使として赴燕した。

このたびの天主教弾圧は、 はほぼ疑いない。 北京に向う純祖元年(嘉慶六年=一八〇一)の三節年貢使(冬至使)一行については、呉載紹が帰国の途次、朝鮮と清の国 た。ところが旅の途次でも北京滞在中でも、 者を震撼させた謀反計画が発覚し大捜査がなされたのは、おおよそ呉載紹らが北京に到着し、滞在している頃のことであっ 徐美修・書状李基憲相見、略聞京中新報而別。」と記すのみである。「京中の新報」の中心が、黄嗣永帛書事件であったこと 境に当たる遼寧省柵門外に至った十一月二十六日の条で、「我国冬至使一行人馬織路填咽、停轎就幕、 呉載紹が赴燕したこの年は、干支では辛酉と称し、天主教大弾圧で知られる年である。いわゆる「辛酉の邪獄」である。 呉載紹らのソウル出発に先立つ数ヶ月前、この年の正月であった。そして、いわゆる黄嗣永帛書事件という朝鮮統治 周知の通り燕行使と密接な関係を持っていた。また李承薫、丁若鍾らキリスト教徒が処刑された 天主教のことは全く出てこない。黄嗣永帛書の真本ではない偽帛書を帯びて 与上使曹允大・副使

於皮幣之間、原隰皇華、雖不敢告労、而亦奚以遊覧為哉。」(八月二十三日)であった。皮幣とは古代にあって贈答品とした 清に対して服従することを示す儀礼にほかならないが、 呉載紹の『燕行日記』で最も顕著なのは、反満感情と朝鮮自尊の言辞である。燕行すなわち朝貢とは本来、宗主国である 彼によれば彼の先祖および自分自身の燕行は「顧以大東衣冠、

面の重さはあまり問題ではなかったはずである。北京各地の様子についても、そこを見物した彼の族姪らから伝聞するのみ 反満感情が昂じて反漢感情もしばしば現れる。現にある中国、漢民族を含む実際の中国に対する蔑視である。 録に遊覧を記した部分は少なく、 ての出使であるから「苦労しているとは言わないが、しかし遊覧を目的となどしようか」というのである。 載紹のこの文章に端的に表現されるように、 をもととした表現は、清の属国であった朝鮮時代の燕行使を表現する言葉として、しばしば他でも用いられる。 おし広め輝かせようというのであって、はなはだ精神的に屈折しているといわざるを得ない。このような大業をなさんとし れる言葉であるが、この場合、朝鮮から清に出使し、清に中華の光を輝かすのだ、としている。この「皇皇者華、 彼の方から訪問してまで会おうとせず、もっぱら玉河館へ訪ねてきた者と会うのみである。副使は正使と違って、体 平常の燕行使なら必ず見物にゆく北京西北郊外の名所、 朝鮮から「朝貢」することに借りて、 朝鮮の持つ「中華」の輝きを野蛮な清に 西山や円明園にもいっていない。 漢人の知識人 しかし、呉

当然のごとくに辛辣にしてかつ屈折している。「漢人見東国衣冠、莫不称羨、自傷其変夏。 彼らが着る朝鮮の衣服、彼らの誇る「中華の衣冠」について、中国人がどのように評価しているか、を記したところも、 独遼人相随譏笑、 夷狄視之。甚

であった。

呉載紹は逆にそのような遼人に対し、真っ先に満州人に投降した者として、「胡騎一至、不戦而降。其楽為犬羊之民、 らかいの対象でしかない場合があった。遼東地方ではこれが著しかったらしく、朝鮮衣冠を「夷狄視」していたのであった。 知有先王文物、 俗之淪陥於異類也。」とは、遼寧省遼陽へ入る直前の言葉である(九月一日)。清の入関後すでに一世紀半が過ぎた当 久矣。」と非難する。 朝鮮使節の着た明朝の衣服は、 演劇の俳優が舞台で着る奇妙なものでしかなく、清朝人からすれば蔑視とか 、而不

時、 ばならなかった。嘉慶帝は彼らから五・六歩離れたところを馬で通り過ぎた。「ことに英彩なし」と嘉慶帝を評する。この 九月二十七日の朝、 嘉慶帝は通り過ぎてからふり返り、 朝鮮三使は恩慕寺・恩佑寺から北京宮城へ帰還した嘉慶帝を西安門内の路傍で跪坐行列し、 朝鮮使臣を一瞥した。 出迎えね

緩驅而行、既過猶回首流眄、想必怪我輩衣冠也。

劉珏の邸宅に行かせた。 く出張中であったので、 さんとした彼は、 及び南中人士三四十人が捐俸醵銀して、ともに重修した」と書かれた石版がある。 のことである。荒廃した様を見て、彼はこれでは重修になっていないと言う。 廟に謁した。堂宇は荒廃していたが、見れば「嘉慶庚申 呉載紹によれば、 最も興味深いのは、彼が文天祥の廟である文山廟を修復しようとくわだて、清人に働きかけたことである。 元に捕えられ屈せずして死刑となった漢民族の英雄である。十月一日、 書状官鄭晩錫と相談のうえ、朝鮮人の馬引きである鄭観に銀二十両と手紙を持たせ、 ふり返ったのは自分らの着ている衣冠を奇怪なものと思ったからに違いなかった。 更に欧陽慎の邸宅に行かせ、その意図を通ずるとともに彼らの倡義をほめたたえさせた。ところが 馬引き (馬頭)は何度もソウル―北京間を往復し、 (五年=一八〇〇) に刑部郎中にして江西の劉珏、 中国語会話ができたからである。 四日後の十月五日、文山廟の真の修復をはた 嘉慶五年とは彼の訪問からわずか一年前 国子監参観ののち、 石版に名前の見えた 柴市にある文山 廬陵の欧陽慎ら 文天祥とは言 劉珏はあいに

ては「速く立ち去れ」と命じた、というのである。 とだ!自分とは関係ないことだ!郷賢祠を監理する教官のところへでも行って伝えればよいことだ!』と言い、鄭観に対し 「このことを聞いた欧陽慎は驚愕して恐れ、全く手紙を開きもしないで目を丸くしてつき返し、『そんな事は全くなかったこ 欧陽慎は 「聞之驚恐、初不敢拆書。瞠然却之曰、元無是事、非我所知。往伝于郷賢祠教官、可也。」と答えただけであった。

紹が下した評語は、「欧陽慎のようなやつは、ただめし食いをして保身をはかる奴隷下才であり、穴の鼠とどこが違うか! の祠廟を修復しようではないか、と突然に持ちかけられたときの驚愕を容易に想像することができる。しかしこの時に呉載 我々は今、清朝統治下の漢人が「小中華」の意識をもつ朝鮮使臣の部下の訪問を受け、文天祥という漢民族の民族的英雄 **偸禄保軀奴隷下才、其与穴中鼠、奚以異也。**)」というものであった。

識をもつのを最も栄誉としていた。ところが呉載紹は十月二日、宮廷西安門内で嘉慶帝を出迎した時に紀昀を見かけ、その 様を次のように記す。 当時北京にいた最高の文化人、紀昀に対する評価も当然のごとく厳しい。当時、燕行した朝鮮知識人の多くは、紀昀と面

昀年老矣。道遇一満宰尊貴者、趨而捧其手、甚慇懃焉。満宰唯唯而已。

借りてこさせたが、「皆捜神記之類也。不経之甚。」と吐いて捨てる。 また十月十四日、玉河館での生活に退屈を覚えた彼は、「聞紀昀所著灤陽消夏録為近世説部之冠」として、書店にやって

12. 『燕行詩 (薊程詩稿)』一巻 撰者未詳 静嘉堂文庫蔵

[テキスト]

鈔本、一冊、計七十三葉からなる。封面では「薊程詩稿」と題するが、巻頭第一行目では「燕行詩」と題する。後に述べ

行録選集』巻八、『燕行録全集』第六十六冊所収)のうち、詩の部分のみを編纂したものである。 るように、この書は純祖三年(嘉慶八年=一八〇三)の燕行録である撰者未詳『薊山紀程』(『燕行録選集』上巻、『国訳燕

〔撰者略歴〕

未詳。

〔旅程〕

[内容]

ソウル発からソウル帰還にいたるまで、旅程は全く記さない。

幸いとする。参考にまず、このように推定した根拠を記す。 あることは、明らかである。『燕行録全集日本所蔵編』では燕行年次を〔純祖元年~三年(嘉慶六年~八年=一八〇一~一 すると、本書は『薊山紀程』の一部であることが判明するから、これは純祖三年(嘉慶八年=一八○三)燕行の時のもので 八〇三)間〕と推定したが、これは両書の関係を知らぬ段階で書いたからである。この推定に誤りがなかったことを、今は すべて詩であり、 しかも何年の赴燕であるのか、記さない。しかし、〔テキスト〕で述べた撰者未詳 『薊山紀程』と対比

で死去している。つまり、このたびの燕行使が紀昀生前のものであることは疑いない。「元朝拈韻」と題する詩があること として赴燕したことは間違いない。冬至使として赴いた朝鮮燕行使が北京を離れるのは、二月の上旬から中旬にかけてであ により、彼が正月元旦に太和殿でおこなわれる元朝の儀式に出席していることがわかる。 詩では「城南病臥老尚書」という。つまり、朝鮮から北京を訪れた者にとって、あこがれであった紀昀と面会しようと思っ て宣武門外に住む彼を訪れたところ、病気のために会えなかった、と言うのである。紀昀は嘉慶十年二月十四日に八十二歳 まず詩の一つに、「次韻嘉慶御製詩」と題するものがあるから、嘉慶以降の赴燕である。さらに「訪暁嵐不見」と題する つまり、撰者は冬至使一行の一人

Ш る。この詩の作者がまさしく死期の近づいたこの年に紀昀を訪れようとしたという可能性もあるが、仮にそうだとしたら、 嘉慶八年にまで絞っておく方がより自然であろう。 一海関に至る頃までに、必ずやその死去のニュースを聞き、何らかの感慨を盛った詩を作っているのが自然であろう。とす 彼が赴燕のためにソウルを出発したのは、紀昀の死の前年の嘉慶九年であったとも考えられるが、さらにその前年の

年(一八〇一)進士合格ののち、翰林院編修となっている。佟景文の字は敬堂または艾生といい、貽恭という字号は出てこ ではないが「少年」の部類に入るであろう。以上が、燕行年代を推定した根拠である。 清進士題名碑録索引』で乾隆末年から嘉慶十年までの佟姓の進士を見ると、嘉慶六年の進士で佟景文がいるだけである。 **佟景文については「佟敬堂先生墓表」(『続碑伝集』巻七十一)があり、乾隆四十一年(一七七六)の生れで確かに嘉慶六** 「少年人做翰林官」とあることによって、佟貽恭なる人物が若くして進士となり翰林官となったことがわかる。そこで『明 これで作者の赴燕は、 嘉慶六年以降の赴燕であることを確定することができる。それは書楼で翰林官と遇ったことを記すが、その一節に 佟貽恭とは佟景文にほかならないと考える。嘉慶六年(一八○一)には二十六歳であり、けたはずれに若いわけ 嘉慶元年から嘉慶八年までと絞りうるが、さらに「書楼遇佟翰林貽恭」と題する詩があることによ

「和秋陽守夜絶句」などがあり、 なお、『燕行録選集』『燕行録全集』ともに、『薊山紀程』の撰者を徐長輔とするのは誤りである。というのは、 秋陽とは徐長輔の号だからである。『国訳燕行録選集』所収本では、撰者未詳とし、 さらに 本書に

解題を付しており有益である。

詩の中で特に個性的と感じるものはない。たとえば「皇都」と題するものの中で、次のように詠う。

居民雑満漢、服人徒威力、胡命亦能久、一理難推識、脅令東方人、歳述侯甸職

(テキスト)

鈔本、一冊。封面(外題)に「中州偶録」、巻頭第一葉第一行に「磬山雑著」、第一葉第二行に「入燕記」、同じ行の下に

「未定初本」と記す。 しばらく『中州偶録』をもって書題とし「入燕記」を副題とする。

内藤湖南の旧藏であるから、彼が死去した一九三四年(昭和九年)までに入手したものと考えられる。この書の存在およ

びコピーは、 富山大学人文学部教授藤本幸夫氏より教えられ、与えられた。ここに記して感謝する。

本書には本書とは内容的に無関係な二枚の書き付けが挿入されているが、残念ながら撰者を特定するのに役立たない。

〔撰者略歴〕

撰者未詳。後に見るとおり、本書は、純祖七年(嘉慶十二年=一八○七)の冬至使行の記録である。正史は南公轍、 副使

は林漢浩、書状官は金魯応であった。

ソウル出発の日付で、次のように記す。

余平生欲一見中原、 而齎志未果。至是礼部尚書金陵南公(南公轍)充冬至正使、 謂余当偕往、 万里附驥、 庶不負男児四

方之志也。

すなわち、撰者は正使の南公轍の勧めに従って、随員として燕行したものである。ただ南公轍 『帰恩堂集』を調べたが、

撰者を確定できる記事はないようであるし、本書に登場する何人かの朝鮮人名からも、 撰者を類推できる手掛りは捜せな

V:

十一月二十四日の条で、

今日即生朝也。憶余自五六年来、館食東南、毎歳逢此、愴想交中、今又天涯、旅館蕭瑟。

という。 撰者はおそらく官位にない不遇な人物であった。

純祖七年(嘉慶十二年)

十月二十九日 ソウル発

十一月二十五日

十二月二十四日

北京着

純祖八年(嘉慶十三年)

北京着

三月三日

二月二日

渡江

ソウル着 『同文彙考』)

(三月二十日

元、万徹、蔡炯、呉思権、高揚清、張青雲(青雲は号か?)らが登場する。朴斉家の『貞蕤藁略』が書店にならんでいたこ 本書の撰者もまた、中国で多くの知識人と交わった。陳用光、鄧廷楨、陳希祖、呉崇梁、褚裕仁、李林松(李林崧)、程偉

とも目撃している(正月十八日)。

間を往復している馬頭は、随行する通訳官とともに中朝間のコミュニケーションになくてはならぬ存在であった。撰者本人 の経営する磁器舗にゆき、馬頭と楊某の掛け合いを白話文で記していることである(正月二十四日)。何度も北京―義州の いる(十一月二十六日、十一月二十八日)。さらに興味深いのは北京滞在中、白允青という馬頭つまり馬引きとともに楊某 撰者は多少の中国語会話ができたようである。中国へ入境して、早速「乾酒」「清心丸有啊?」「煙有啊?」を聴き取って

が磁器舗の主人と会話しているわけではないが、あとで馬頭から会話の内容を確認したのか、 白話文でその場を再現してい

4. 『燕行録』一巻 李敬 卨撰 天理図書館蔵(今西文庫)

るのである。

[テキスト]

られる。 り第一行目 と記し、赴燕の日記を記す。一冊すべて同じ筆跡で十二行からなるにもかかわらず、巻頭の一葉のみが十三行である。 鈔本、一冊。外題では『燕行日記』とするが、内題では巻頭に「燕行録」とあり、すべて詩である。 「燕行録 月城李敬卨玄之、周衣翁著輯」と記すのは、この書が完成した後で、この一行を加えたものと考え 続いて「燕行日記

[撰者]

翁の周衣とは朝鮮語で、周防衣ともいう。外套の家庭着で常民階級が着るものである。 こで記されるように、月城の人で字は玄之、周衣翁とは号であると考えられるほかに、その人物は明かではない。なお周衣 巻頭一行目に「燕行録 月城李敬卨玄之、周衣翁著輯」とあることにより、撰者は李敬卨である。しかし、李敬卨はこ

ずれでもない。また、「燕行日記」に記される彼の行動から、訳官など何らかの任務をおびて赴燕したものとは考えられな 使の誰かについて、具体的な記述はない。おそらくはよほど身分の低いものであったと考えられる。詩の一つ「路上漫咏 い。随員として参加したと考えるのが至当である。詩の中で、三使のいずれも唱和していないし、「燕行日記」の中でも三 (嘉慶十四年=一八○九)冬至使は、正使朴宗来、 副使金魯敬、書状官李永純であったから、李敬卨は三使のい

で、

非文非武職無名、進壮称号愧実情。

と自嘲しているところからすれば、彼は進士壮元であったようである。しかし別の詩「離家」で、

五十窮儒万里行、家人親戚以為栄、青衫白鬢能馳馬、何似放翁夢北征。

と、これまた自嘲して詠うように、彼は五十歳前後の窮儒であった。おそらく進士及第ははたしたものの、文科及第をはた

せなかったのであろう。

李敬卨が何を目的として赴燕したかは、「家人親戚以為栄」とあるにもかかわらず、よくわからない。

[旅程]

純祖九年(嘉慶十四年)

十月二十八日 ソウル発

十一月二十四日 渡江

十二月二十四日 北京着

純祖十年 (嘉慶十五年)

北京発

三月四日 二月三日

三月十九日

ソウル着

[内容]

十四歳、金正喜は二十四歳であったが、彼らのことは残念ながら全く出てこない。清人との交りについても、日記の正月一 この時の副使が金魯敬であったこと、すでに述べたとおりであり、彼の子金正喜もこの一行に参加していた。金魯敬は四

日の条で、「漢人の張青雲なる者と徒歩で正陽門外に出て」戯場へ行ったことを記すのみである。張青雲の名はこの二年前 の記録である『中州偶録』に何度か出てくる。山東省武強県の人で、しばしば玉河館に出入して朝鮮使節と交際をしていた。

『中山偶録』の撰者は張青雲から眼鏡をもらった、と記している。

表れている。朝鮮側の国境都市、義州を立っていざ渡江というところで作った詩「寄家書」、すなわち家族への手紙で、 **「皇明」の一字上を欠字にして記すことから反満意識の強い人物であったことは明らかであるが、特にこれは詩の部分に**

自此無由復寄信、渡江騎馬下燕京。

と「燕京に下る」という表現を用いている。

また「偶吟」では

黄衣遍道路、靼韃半皇都、天意終難測、如何任一胡。

と嘆きつつ、「靼韃とは蒙古の別号で、皆黄衣を着る」と自ら注する。

一燕行日記」では一般的な記述が多いが、しばしば記す中国とくに北京の風習には、興味深いものがある。

15. 『薊程録』一巻 撰者未詳 東京都立中央図書館蔵

(市村文庫)

〔テキスト〕

鈔本、一冊。市村瓚次郎旧蔵。印章としては、市村より寄贈を受けた「東京都立図書館蔵書」「東京都立日比谷図書館_

「市村文庫」があるだけである。

〔撰者未詳〕

撰者は全くわからない。

〔旅程〕

全く記さない。

(内容)

通常の燕行録と異なり、日記や詩は全くない。内容は以下の項目である。

道里、 山川、 城闕、宮室、 衣服、飲食、器用、舟車、 風俗、 科制、 畜物、 言語、 胡藩、 貢税、行總、 報単、 官衙、 歳

幣、賞賜、 食例、公役

せたものである。 いくつかの燕行録では、日記の部分と項目別記述の部分の二つを合体させてなる。本書はこの項目別記述の部分を独立さ したがって、 日記の部分が存在する可能性もあるが、これはわからない。

九年(嘉慶二十四年=一八一九) では、本書は何年の燕行時に書かれたものであろうか。結論を先に記せば、 の間の冬至行の時の記録と推定される。 純祖三年(嘉慶八年=一八〇三)から純祖十

冬至使行であることが推定されるのは、「道里」で爛泥堡について記したところで、

當春氷解之時、 泥濘如海。 余亦経此患焉。

冬至令節進賀御前礼物、 と自らの体験を記している。この種の記事は冬至使の帰国時に見られること、また「歳幣」の項で、万寿聖節進賀御前礼物、 正朝令節進賀御前礼物が書かれることから、この使行がいわゆる三節年貢使であり、

あることは明らかである。

正確に何年の冬至使であるかは明らかでない。ただ、純祖三年 (嘉慶八年=一八〇三) 以降のものであることは 一胡藩

の項で、

農耐国、 安南之附庸也。其君長阮福暎攻滅安南、 上表請錫封、 願以南越名国。部臣議駁、 以越字冠于上、封為越南王。

是癸亥(嘉慶八年)皇曆齎咨官手本中所録也。

が妥当であろう。というのは道光帝が全く出てくることがないばかりか、「城闕」において、 純祖二十年 加わった冬至使は翌年のものとすることもできる。では、遅くとも何年までの冬至使であるかといえば、 とあるからである。 (嘉慶二十五年)七月以前のもの、つまり前年の純祖十九年 癸亥皇暦齎咨官がかりに癸亥(嘉慶八年)九月十九日にソウルを出発した使節を指すとすれば、 (嘉慶二十四年 = 一八一九) 以前のものと考えるの 嘉慶帝が死去した

乾清之東有奉先殿、而其両間有毓慶宮、即嘉慶帝潜邸也。

霊寿宮在奉先之後。乾隆伝位後、時々所御。

と記し、これらの記事が嘉慶年間に書かれたことを推測させるからである。

中国人の名としては、「風俗」で陳希曽が登場する。しかし、 問題の『薊程録』の年代確定の決め手とはならない。

内容は他の燕行録ではほとんど見られない記事が散見する。たとえば清代では府境や県境に、そこが境界であることを示

「交界牌」つまり道路標識が立っていたこと、「道里」に記されていることによって、筆者は初めて知った。 自寧遠始有交界牌、 架木為牌門、以木板加簷、而或二門或三門焉。書其扁曰某県其站。

また、「言語」では満州語をハングルで次のように表記している。

嘗於鴻臚演儀及元正朝見聞、臚唱之声亦能清遠、響振殿庭、而蓋唱進曰の버라、跪曰나쿠라、 叩頭曰허귀러、 退日
出
ら
己

清訳輩粗解矣。

先行する燕行録を参考にした部分も多いが、撰者自身の見聞にもとづく珍しい記事も多い。

[テキスト]

る。 の協力を得た。巻頭第一葉一行目に『薊程散考』と題し、この種の燕行録では珍しく「江陵金学民著」と撰者名を明記す 一金学民章」印がある。稚叙は後に示すとおり金学民の字であり、これは自蔵本と考えられる。印章の判読には藤本幸夫氏 鈔本、一冊。印章としては「今西龍」「今西春秋図書」「今西春秋図書」「天理図書館蔵」「今西文庫」印のほかに 「稚叙

〔撰者略歴〕

巻頭に「江陵金学民著」とあり、江陵の人である。本書から、全学民がいかなる人物であったかは、把握しにくい。ただ、

同じ燕行時の記録である徐有素撰『燕行雑録』内篇、第一篇、三使以下渡江人員に、

金学民(字稚瑞、副使従姪)

と見える。この時の副使は金啓温で字は玉如、号は寝軒。英祖四十九年(乾隆三十八年=一七七三)に生れ、正祖戊午科 金学曽も同じ副使軍官という肩書きを帯び燕行した。 (正祖二十二年=嘉慶三年=一七九八)に及第している。金学民は副使軍官という肩書きで燕行した。同じく金啓温の従姪

金学民のことはやはり『燕行雑録』内篇、 日記、純祖二十二年十一月二十日の条に、

副房軍官金学曽字稚三、金学民字稚叙、皆為副使堂姪、李泰緒字汝林為副使戚従姪。 人品皆佳而且詩。

と出てくる。

(旅程)

純祖二十二年(道光二年)

十月二十日

ソウル発

十一月二十五日 渡江

十二月二十四日 北京着

純祖二十三年(道光三年)

北京発

二月四日

三月十七日

三月三日

渡江

ソウル着

このたびの燕行使は冬至使であり、正使は金魯敬であった。この旅行団には、その子の金命喜と知人である金善臣とが加

わっており、金学民との詩の贈答も見られる。

そらくは副使一行が先行し、三使(書状官)一行が後行しているためである。 に宿泊した民間人の姓名あるいは姓のみを几帳面に記す。両者を比較すると、朝鮮国内の旅程で両者は数日間ことなる。お かに及ばない。詩についても、特に印象に残るものはない。『燕行雑録』を補う史料としては、使用し得る。また、旅行時 日記を主とし、しばしば詩を交える。ただ日記について言えば凡庸な観察が多く、詳細さの点で『燕行雑録』日記にはる

巻末に「治郡要訣」九葉を載せる。これは朝鮮における地方官としての心得、すなわち官箴書である。このようなものを

付載する点でも珍しい。

17 **『随槎日録』** 一巻 撰者未詳

東北大学附属図書館蔵

[テキスト]

という。すなわち本書は撰者の子が鈔写したものであり、これが拠った原本があったはずであるが、その存在を確認できな い。本文の最後に、 元年、道光十五年=一八三五)に四十五歳で死去した。遺稿として詩文数百篇とこの随槎録を得たが、同治三年に清書した 一 册。 同治三年甲子 (高宗元年=一八六四) 三月の日付をもつ撰者の子が書いた跋文によれば、 撰者は乙未

燕行雑絕百首及与諸中朝士往復詩札、以編重故別載於詩文集中焉。

とあるのは、この子が書いたものに違いなく、たしかに本書には燕行時に作った詩文のたぐいは収録していない。

の燕行使は純祖二十六年三月に帰国しているから、 李晚圃 (晩圃は号) が丙戌 (純祖二十六年=道光六年=一八二六)九月に書いた「随槎録序」が付せられている。 帰国の熱気がまださめぬ間に、撰者は日記を整理したものと考えられ

〔撰者略歴〕

に四十五歳で死去したというから、撰者は正祖十五年(乾隆五十六年=一七九一)生である。 撰者は未詳である。ただ〔テキスト〕の項で述べた撰者の子が書いた跋文によれば、憲宗元年(道光十五年=一八三五)

が燕行するに際して、 書はその臨終に際して、その弟の李晩圃に托したという。撰者は李晩圃の秘書のような仕事をしていたようである。 跋文によれば、撰者の家は恩津にあり、貧しかった。平壌の巨儒、金正中(一翁、自在庵)にソウルの科挙試験場で遇っ 撰者の号は杞泉であったことがわかる。 平壌にある金正中の家塾で教えたようである。ここで観察使として赴任してきた李尚書の知遇をえた。李尚 やはり随行させた。李晩圃 「随槎録序」にも撰者が同行したことを述べる。またこの「随槎録序」に 李晚圃

では李晩圃とは誰であろうか。 純祖二十五年(道光五年=一八二五)冬至使の正使は李勉昇、 副使は李錫祜、 書状官は朴

宗学であったから、李勉昇か李錫祜であることは間違いない。本書でしばしば「使爺」と出てくるのが撰者の随行した主人 ありえない。李晩圃は李勉昇である。ただ李勉昇には文集がなく、これから撰者の特定に迫ることはできない。 であることは間違いなく、さらに「使爺与副三房云云」としばしば表現しているから、「使爺」とは正使の李勉昇をおいて

撰者は科挙に合格することなく、本文中の中国人との筆談の中でも、「以布衣従事、原無官職」というとおり、 随行時に

は官位になかった。その子の書いた跋文から見ても、死ぬまで科挙に合格せず、官位につくことはなかった。

日記は往路に渡江した日から始まり、復路に渡江した日で終わっている。『同文彙考』を参考にして、ソウル発着を加え

ると、次のごとくである。

純祖二十五年(道光五年)

(十月二十六日 ソウル発

十一月二十六日

十二月二十四日 北京着

純祖二十六年(道光六年)

二月二日

渡江

北京発

三月三日

(三月二十二日

ソウル着

行の人員は「数百余人」としか記さない(三月三日)。

(内容)

書きはじめるのみである。しかし、この乙酉が純祖二十五年(道光五年=一八二五)であることは内容から見て疑いを容れ ない。本書はこの年の冬至使正使李勉昇の従者による燕行録である。 本書は、撰者名を記さないだけでなく、燕行の年も明記しない。「乙酉十一月二十六日己酉、 晴。自義州渡江、

らかになしえない。撰者は中国語会話をなしえず、中国人との交流はもっぱら筆談によったが、玄対と雨邨は出発前から中 国旅行にそなえて、中国語会話の練習をしていたのであろう。初めての燕行であったにもかかわらず、 撰者とともに随行した人物として、玄対と雨村(雨邨)という両名がしばしば登場する。今は残念ながら彼らの本名を明

入柵数日、 雨邨・玄対頗学漢語、招来主人、故作答問、茶飯数句語、 酬酢如流。主人怪問、公子此行凡幾塘云々(番曰

塘)。

と入柵後間もない頃の情況について記し(十一月二十九日)、また四日後には、

玄対・雨村舌根柔輭、聞輒伝誦、誦輒不訛。舌訳家皆服其聡敏。

という通訳官も驚くほどの能力であった(三月三日)。

不遇な分だけ解放感があったのであろうか。彼および一行人員が交流した中国人として、曹江、呉思権、周達、薜仍、李徳 方某(挙人)などが登場する。ここでは、玉河館すなわち北京を出発する前々日の一月三十日、撰者が画舗で遭遇した 異国北京で中国人と交際し、各地を観光する喜びがあふれている。撰者の息使いが聞こえるようである。

挙人、李徳隅に送った詩の一部を転載する。

弊貂臨北風、 我生東海表、 貌然若礧空、 壮観亦有因、従我晚圃公、 心眼不自広、文字詎能工、猶有遠遊志、足迹徧西東、 愧乏書記才、翩々若赴戎、秦城萬里遠、遼野一望空、上観天子都、 譬如処井蛙、 跳甃楽在中、 包海以為

(テキスト)

する。封面に題字はない。

鈔本、三冊。表題については、 第一冊巻頭で「游藁上」とするが、第二冊巻頭で「游燕藁中」、第三冊で「游燕藁下」と

未見。したがって京都大学文学部図書館本との優劣、異同は判断できない。京都大学文学部図書館本は、明治四十二年(一 『韓国古書綜合目録』頁一二〇四によって韓国国立中央図書館にも洪錫謨撰『游燕藁』三冊が蔵されることを知りうるが、

〔撰者略歴〕

九〇九)十二月二十日の受入印があり、虫食いが甚だしい。

七八一)生であると言う(正月二十四日)。

洪錫謨は正祖五年 (乾隆四十六年=一七八一)~?。本書巻二、「奉贈曹玉水中書江」の自注で、洪錫謨自ら辛丑年

二十六年(道光六年=一八二六)に冬至使正使となって燕行するにあたり、今度はその子の洪錫謨が随行することになった 紀昀は『耳溪集』に序を書いて贈るほど交遊が深く、洪良浩は帰国後も紀昀との書函の往復を続けた。彼は紀昀との往復書 のである。このこと、ソウルを出発する日のところで記す。 簡を編纂し『斗南神交集』と名付けたという(正月十三日)。洪良浩の子洪羲俊は父の燕行に随った。そして洪羲俊が純祖 に冬至使として入燕し、燕行録もその文集『耳溪集』巻六に「燕雲紀行」として、巻七に「燕雲続詠」として収録される。 洪錫謨の祖父は有名な洪良浩であり、彼も正祖六年(乾隆四十七年=一七八二)と正祖十八年(乾隆五十九年=一七九四)

四十七歳における燕行録の記録であるが、彼が何らかの官職についていたようにない。

彼の文集として『陶厓集』不分巻八冊があり、その原稿本は蔵書閣に蔵される。ほかに、『黄澗郡邑誌』などの著述があ

ること、各種書目に見える。

[旅程]

純祖二十六年(道光六年)

十月二十七日 ソウル発

渡江

十二月二十六日

十一月二十七日

北京着

純祖二十七年(道光七年)

北京発

二月四日

渡江

三月四日

ソウル着 『同文彙考』)

(三月二十一日

[内容]

洪錫謨が冬至使正使である父に随い、純祖二十六年(道光六年=一八二六)に燕行したときの記録である。ちなみに副使

は申在植、書状官は鄭礼容であった。

体裁は毎日書き付けた詩を中心とし、詩題と詩そのものに詳細な自注をつける。歴史史料としては、こちらの自注の方が

重要である。

沿路での観察、北京での観光、ともに特色といったものは見られない。ただ、清朝文人と数多く交わっているのが、洪錫

この地は、現在、晋陽飯荘のある地であろうか。このほか、彼が交わった清人として、曹江、戴嘉会、 紀樹蕤の宅を訪問している(正月十三日)。紀樹蕤は紀昀の第五孫で生員、宣武門外虎坊橋の東の故宅に住んでいたという。 謨及びこの燕行録の特徴である。祖父の洪良浩と紀昀とに交わりがあったのはすでに述べたが、その縁によって紀昀の孫、 熊昂碧、 蒋秋吟(本名わからず)、陳延恩、陳孚恩、蒋鉞、 劉玟、賈漢、張深らの名が出てくる。 張祥河、徐松、陸継

19. 『随槎日録』不分巻 撰者未詳 天理図書館蔵(今西文庫)

[テキスト]

鈔本、存一冊。印章は「今西龍」「天理図書館蔵」があるのみである。

肝心の北京滞在の中心部分と帰国の部分が欠けている。これは本書が本来二冊あるいは三冊からなっていたことをうかがわ 内容はソウル出発の純祖二十九年(道光九年=一八二九)十月二十七日から、北京滞在中の同年十二月三十日までであり、

せる。

これは燕行使ではなく日本へ行った通信使の記録である。もちろん本書とは全く内容が異なる。 にならないかと思い、見てみたところ、この書の「燕行年代」を編者は英祖二十三年(乾隆十二年=一七四七)とするが なお林基中編『燕行録全集』第五十九冊には、洪景海撰 『随槎日録』を収録する。あるいは本書の撰者を推定する手掛り

〔撰者略歴〕

撰者は今のところ、全くわからない。往路の渡江の時に詠った歌で、

誰知碌碌老書生、遽作戎装出塞行。

と詠う(十一月二十五日)。したがって相当に年をとり、官位にない人物が撰者であったと考えられる。

詩に多く游荷という人物に贈った、あるいは唱和したものがある。游荷行台と記すところからすれば、 游荷とは書状官で

あった趙秉亀の号であると考えられる。撰者は恐らくはこの書状官の随員として燕行した。

なお、同じく同行した趙秀三という人物について、

趙芝園秀三随書状行、今年為六十八、而七赴燕京、文詞気力老健可喜。

と記し、さらに、

陽斎姜子鍾在応亦随書状行、文士也。

と記す(十一月十八日)。趙芝園の名は、本解題12.『燕行詩(薊程詩稿)』でも登場しており、彼の七回の燕行のうちの一

撰者も書状官の随員であったことをうかがわせる。ただ、撰者にとっては「一見中原猶宿願」とその詩に言うように(十月 回が純祖三年(嘉慶八年=一八〇三)の時のものであったことは疑いない。彼らがともに書状官の随員であったことから、

二十八日)、今回の燕行が初回であったようである。

旅程」

すでに述べたように、本書は北京到着までしか残っていない。

純祖二十九年(道光九年)

十月二十七日

ソウル発

十一月二十六日

ž

十二月二十六日

北京着

(内容)

冬至使一行の記録である。毎日の日記を中心とし、時おり詩歌を混える。他では見られない記述がしばしば見られる。な

てソウルを出発した進賀兼謝恩使の書状官、姜時永が書いたものである。二つの燕行使は、北京で同じく玉河南館に逗留し 姜時永『轖軒続録』(『燕行録全集』第七十三冊所収)は、純祖二十九年の冬至使に遅れること三日の十一月一日に追っ

20 **『燕槎酬帖』不分巻** 曹鳳振等撰 天理図書館蔵 (今西文庫)

た。

[テキスト]

とえば巻頭には である可能性が最も高いと考える。印章としては、「今西龍」「天理図書館蔵」の印があるだけである。 からしばしば直接書き直し、つまり改修を加えている。誰がこの整理に当たったのか決め手はないが、 鈔本、二冊。晚悟、 「鴨江餞席共賦」と題があり、次に右記の三人が作った同じ「千」字で終える七言絶句がならぶ。文字の上 慎菴、憲秀の三人が燕行時に互いに応酬し交わした詩を、おそらく帰国後に整理したものである。た 晩悟すなわち朴来謙

(撰者略歷)

から、 この『燕槎酬帖』には、これが何年の燕行時の時のものか、そして晩悟、慎菴、憲秀の本名が何か、全く記さない。内容 このためである。 この燕行が通常と同じ冬至使のものであることは明かである。正月元旦に太和殿でおこなわれる元朝について記すの

ときのものであり、正使は曹鳳振、 結論を先に言えば『燕槎酬帖』 が作られた燕行は、 副使は朴来謙、書状官は李在鶴であった。 純祖三十三年(道光十三年=一八三三)、謝恩兼冬至使として行った

香、 決め手は次の諸点である。 要余一詩」)。葉志詵は乾隆末年から道光年間に広く朝鮮知識人と交遊した人物である。 まず、 中国人である葉志詵の自宅を訪問した詩がある (「葉東卿 [志詵] 宅後子午泉、 烹茶味

敬謨、 てありえない る。このうち、金九汝の本名は金鼎集、九汝はその字であること、『朝鮮人名辞書』によって知られる。 北京に行こうとしている燕行三使に贈ったものであるが、上使洪景修、副使李景服、 して燕行した年次を『同文彙考』で調べると、純祖三十四年(道光十四年)の進賀兼謝恩使をおいてありえない。正使は洪 第二に「回到湾上、呈謝恩三价 副使は李光正であり、李光正の字は景服であるから、これも確証となる。このたびの燕行は、その前年のものをお (使)」と題する詩がある。これは帰途に義州に至ったところで、これから謝恩使として 行台(書状官)金九汝と人名が記され 金鼎集が書状官と

記事があり、 る。『清実録』道光十三年十二月乙丑の条には、朝鮮使臣の曹鳳振ら三人と緬甸国使臣四人が午門外で道光帝に見えたとの さらに「演礼鴻臚寺、見緬甸国使」と題する詩があり、この時の燕行使は鴻臚寺において緬甸国からの使節と遭遇してい 確かに緬甸からの使臣が入朝していたことがわかる。『燕槎酬帖』はこの年のものであること、疑いを容れな

謙である蓋然性は極めて高い。 書状官が朴来謙であった。とすれば、 涯」と詠い終えている。晩悟はこの年の四年前に瀋行使として瀋陽に来た人物であった。『同文彙考』によれば、 は、「入瀋陽」と題する詩において、「再到瀋陽界」と歌い、「萬泉 のうち曹鳳振の字は儀卿、号は慎菴であったことから、慎菴が曹鳳振であることはまず間違いない。さらに晩悟という人物 (道光十三年)の四年前の純祖二十九年(道光九年)の問安瀋行使以外にありえない。この瀋行使は正使が李相璜。 慎菴、 憲秀とは一体誰なのか。この時の燕行使正使は曹鳳振、 ・晩悟とは道光九年瀋行使書状官であり、かつまた道光十三年燕行使副使となった朴来 (瀋使時寓萬泉寺) 如有待」と詠い、さらに「五載又天 副使は朴来謙、書状官は李在鶴であった。こ 純祖三十

朴来謙に道光九年瀋行の記録 『瀋槎日記』がある(本解題、 凡例一の(1)(4)所収)。

[旅程]

本書は酬帖であるから、旅程は記さない。『同文彙考』によれば、

純祖三十三年(道光十三年)

十月十七日

ソウル発

純祖三十四年(道光十四年)

三月十八日

ソウル着

であった。

[内容]

内容はすでに〔テキスト〕などで述べた。渡江すなわち往路に鴨緑江を渡って野宿したところから酬詩が始まり、

義州に至ったところで終える。

21. 『玉河日記』不分巻 金賢根撰 古

京都大学文学部図書館蔵

〔テキスト〕

存を確認できない。随所に書き込みや削除の後があり、撰者自身の稿本であることは疑いない。虫食いが甚だしく、 鈔本、三冊。印章は、「京都帝国大学図書之印」と明治四十三年(一九一○)の受け入れ印があるだけである。他本の現 判読で

きない部分がある。

〔撰者略歴〕

金賢根は明温公主の駙馬であり、 東寧尉であった。父は信川郡主であった金学淳。この時の燕行の主な目的は、 純祖が

安東金氏の一員であることがわかる。 のとき礼曹判書の肩書きを加えられた趙秉鉉であった。また金賢根自ら金尚憲の子孫であると述べ(五月二十一日)、名族 係者が正使となる。金賢根が正使となったのは、彼が国王の駙馬であったからにほかならない。 死去し、憲宗が即位して三年の喪が明け、王妃の冊立を奏請することであった。このような特別な燕行の時は、 なお副使は戸曹参判でこ 李朝宗室関

〔旅程〕

憲宗三年(道光十七年)

四月二十日 ソウル発

五月十三日 渡江

六月十三日 北京着

七月六日 北京発

七月二十七日 柵門着

(八月十五日 ソウル着)

与された三使以下、大通官、押物官、得賞従人と、無賞従人の計二○八人であったとする。 行人員数は不明であるが、七月二日に下賜の金品をもらいに午門外へ行った時の記録で、 主客司の移文には下賜品が賞

[内容]

海」き様にあい、難渋する様を記す。貢物と乾糧を運搬する車が遅れに遅れて北京に到着したのも、遼陽、瀋陽以西で連日 ところまで記す。通常の燕行録と異なり夏期の燕行記録であるから、遼寧省瀋陽の南、渾河下流の爛泥堡の付近で「泥濘如 憲宗三年(道光十七年=一八三七)燕行時の記録である。ソウル出発から帰途、中国側の国境の町である柵門に到着した

の大雨にあったためであり、 荷車が到着した日は六月二十七日であった。もっとも金賢根の観察によれば

であった。 馬頭とは朝鮮から随行した馬引き、幹車的とは干車的とも書き、 本自重遅、 而馬頭輩陰締幹車的、 添載私貸、 故発最後、 而行亦滞、 中国側の車夫である。北京での暑さも耐えがた 其奸弊已久、 阻雨者托辞也

及到京、瘅熱尤劇、単衫露坐、汗不禁流。

と記す(六月二十九日)。

が加わっていたことについて書かれたところがあり、重要である(七月五日)。朴思浩にはすでに有名な燕行録 の旅行記である。朴思浩は裨将であり身分は低かったが、彼と交友を持った中国人の洪齢孫の朴に対する態度を、 (『燕薊紀程』『留館雑録』『応求漫録』)がある(本解題、凡例、一の(1)(2)(4) 所収)。もっとも『心田稿』は道光八年 貢物を載せた馬車が遅延したところに記したように、その観察はその叙述とともに詳細である。一行に副房裨将の朴思浩 『心田稿

甚慇懃属情如是。中原人之愛好人倫、殊可欽也。

とする。副使が周濂溪の後という二十三歳の周循と面会した時も、

と記す。ここに見えるように、金賢根の観察、批判は、中華の礼は東国朝鮮にのみ残る、とする空虚な観念論からするもの 大抵中国人士之待我者、其所礼貌之愛好之形於辞色、 而我人乃反驕傲粗踈、 自露其醜、不独文辞而已。

金賢根自身は中国知識人と交遊していないが、当時、朝鮮知識人と中国知識人との交遊がいかに頻繁で密なるものであっ

目立たない。

たか、記している。

は少ない。反満感情はもとより皆無ではないが、

22 『燕薊紀畧』四巻(欠巻二) 趙鳳夏撰 京都大学附属図書館蔵 (河合文庫)

〔テキスト〕

の記録であり、撰者は副使の李容学であること、明かである。趙鳳夏のものとは無関係である。現在のところ、他本の現存 は趙鳳夏のこの燕行録の欠巻部分かと思って調査したところ、これは高宗十三年(光緒二年=一八七六)謝恩兼歳幣行の時 を確認できない。 られる。なお林基中編『燕行録全集』(第九十八冊)に『燕薊紀畧』を収録し、年代・撰者ともに未詳としており、あるい 一帙に三冊が入っており、京都大学に入った時点(大正八年=一九一九年の受入印あり)ですでに一冊欠であったと考え

「撰者」

ることはさらに疑いない。『朝鮮王朝実録』憲宗六年十月辛巳によれば、趙鳳夏は奎章閣待教であった。 死を賜っている(『国朝人物志』)。祖父を「文忠公」と呼び、趙秉鉉の父趙得永の謚が文忠公であるから、 とは疑いない。趙秉鉉は豊壌の人で吏曹判書趙得永の子。憲宗十三年(道光二十七年=一八四七)に巨済に謫流され、翌年 中に「憲宗三年 趙鳳夏は人名辞典の類では出てこない。蔵書目録によるかぎり、他の著作の現存を確認できない。しかし、彼の父は本文 (道光十七年 = 一八三七) に奏請副使として赴燕した」と記すから (十月二十八日)、父が趙秉鉉であるこ 趙得永の孫であ

「旅程」

憲宗八年(道光二十二年)

十月十九日 ソウル発

十一月二十二日 渡

十二月二十日

十日 北京着

憲宗九年(道光二十三年)

二月六日 北京発

三月十一日 渡江

三月二十九日 ソウル着

「入柵報単」(巻四)で人二百六十七人、馬百六十一匹、包千二百五十包とし、「使行到京咨」でも合計二百六十七人とす

る。

[内容]

また、巻四「聞見別単」では、次のように記す。 の十一月二十八日に北京から帰国途中にあった皇暦齎咨官から「暎咭唎近幸講和」と聞き、「意外得此信」と記している。 ン戦争勃発後の二年後のことであり、南京条約が締結された年である。アヘン戦争がようやく終息したことは、往路この年 普通の冬至使であり、旅程等に特別なところは見られない。ただこの一行が赴燕した道光二十二年(一八四二)は、アヘ

老成有声望者、 満人、則乗時貪賂、見賊逃避、猶或逭罪。漢人雖殫誠效力、為満人所節制、 極言時事、 大抵近来満漢文武大官益不相能、而漢人之投入於英咦者無数、戦闘之時、陰護漢人。故皇帝転生疑慮東南大官、 即夜吞金而殁。其子沆遂畏約、不敢呈其疏、至今年皇帝仍不補缺、是白斉。 居多黜免。…漢大臣王鼎治河而帰。引見時、 条陳暎難守禦之得失、因請用漢人、語多不諱。 不能尽意防禦、 輒未免於禍敗。且漢人之 退構遺疏 専任

講院日記』『瀋館日記』『輶軒日記』『日下旧聞』などをさり気なく引く。第四巻に関連文書を記すほか、巻三に記す雑録は は詳細であり生彩に富む。明の勅使を天使と称し、一字上を欠字にする。金昌業『稼斎燕行日記』朴趾源 清朝側の敗北とは必ずしも把握されていないこととともに、満漢の対比がことさらに強調されている点が興味深い。 『燕河日記』『侍 叙述

中国(北京)の風俗を知るうえで大いに有用である。

か、 頭、 項で、「東人之不暁漢語者、輒以不懂(漢音早号、蓋謂不通)答之、則彼必相看笑曰、爾們的話頭、吾們的不懂、 十三山시处处同音」などがそれである(十二月七日)。巻三の雑録で特に多くハングル表記が見られ、たとえば「言語」の 答以父子兄弟皆做商業」(十二月六日)などとある。またしばしば漢音をハングル表記する。たとえば、「石山站시处社与 趙鳳夏はすこしばかり中国語会話ができたようであり、漢音を聞き分けることができたようである。「余間做甚麽業、 時代にともない変化したのか、現在の「普通話」と一致しないものがある。 爾們的不懂云矣。」とある。もっとも、彼が漢音をハングル表記したものについては、 あるいは方言(口音) によるの 吾們的話 則

23. 『燕行録』不分巻 朴永元撰 天理図書館蔵(今西文庫)

[テキスト]

鈔本、三冊。 内題で『燕行録』とし、外題では『燕行日録』とする。現在のところ、天理図書館本のほかに現存を確認で

きない。

ており、 具注暦および『周礼』 燕行録の中では比較的大部なものである。 刊本の廃紙 (紙背)に楷書、 行書、草書三体を混えて鈔写している。全巻で三百葉をはるかに越え

〔撰者〕

の正使が撰者であるから、 朴永元は正祖十五年(乾隆五十六年=一七九一)~哲宗五年(咸豊四年=一八五四)、字は聖気、梧墅と号す。高霊の人。 撰者名は明記しないが、この赴燕が憲宗十二年(道光二十六年=一八四六)進賀兼謝恩使としてのものであり、 朴永元のものであることは明かである。ちなみに副使は趙亨復、書状官は沈熙淳であった。 しかもそ

純祖十三年司馬に中り、純祖十六年(嘉慶二十一年=一八一六)に殿試丙科に中る。

十四歳で死去している。謚は文翼。文集に『梧野遺稿』十六冊、鈔本があり、梨花女子大学に蔵する。 礼曹判書であったとき、判中枢の肩書きを帯びて赴燕している。時に五十六歳であった。右議政、 左議政をも歴任し、 六

〔旅程〕

憲宗十二年 (道光二十六年)

三月十二日 ソウル発

四月三日 渡江

五月二十八日 北京発

六月八日 渡江

沙江

ソウル着

六月二十六日

入柵時に、人二百六人、馬百十五匹と記す(四月四日)。

(内容)

あることも、この日記を面白くないものとしている要因である。目で見た事実、それに各所の来歴を詳しく記すだけである。 たとえば、国子監にある石鼓文について、各家の考証をも含めて詳細に記す。 すくなくとも解題者には、面白いと思うところが少ない日記である。特別な緊張感は感じられない。三跪九叩頭について 事実を記すのみであり、 何らかの感想は記さない(五月二日・九日)。中国人との筆談が少ないこと、

各所の来歴を記すに際しては『大明一統志』『大清一統志』『通文館志』『東国輿地勝覧』『春明夢余録』などのほか、『燕

が、未見である。このような書物からの引用が多いことも、 として赴燕した時のものである可能性が強い。ほかに『北轅録』もしばしば引用され、韓国の三図書館にもあるようである ら、彼が純祖三十年(道光十年=一八三〇)に副使として赴燕したときか、純祖三十四年(道光十四年=一八三四)に正使 ようであるが、未見である。朴永元『燕行録』五月十六日の条に、これを冠巌の作と記し、冠巌とは洪敬謨のことであるか 雲遊史』を最も多く引用する。この書は、もと徳富蘇峰蔵書を収める成簣堂文庫(日本、東京)に、八冊本として現存する 叙述に間のびしたものを感じさせる一因となっている。

24. 『燕行日記』一巻 黄某撰 東洋文庫蔵

[テキスト]

ありえず、恵翁は字であるか号であると考えられる。なお、中村栄孝「事大紀行目録」には 以太医特蒙天恩、 類目録』では、黄恵翁撰とする。これは、『燕行日記』巻頭に掲げられた崔日奎撰の序文の中に「是時、同僚黄司果恵翁亦 鈔本、一冊。第一葉に方形の印があるが、あまりに不鮮明であるため、筆者には判読できない。。『増補東洋文庫朝鮮本分 駅馬華蓋、原隰駪駪。」と記すところに拠ったと考えられるが、通常、この種の序文で本名を書くことは

写

— 册

憲宗十五・道光二十九・一八四九

藤塚城大教授

者は見出せなかった。また『朝鮮王朝実録』を検索したが、黄恵翁、黄恵菴ともに見出せなかった。今のところ、黄某撰と 者の黄某が医官であったことは明らかであるから、『医科榜目』(天理図書館蔵)を調査したが、黄恵翁、黄恵菴に該当する 書、あるいはその鈔写本であろう。ただ撰者を黄恵菴とする点、何らかの根拠があるのであろうが、今は明らかでない。 というものがあり、おそらくはこの『燕行日記』と同一のものと考えられる。もと京城帝国大学教授であった藤塚鄰の旧蔵 撰

するほかない。

〔撰者略歴〕

撰者を特定できないこと、右に記したとおりである。

[旅程]

巻末に「己酉七月十七日燕行往還路程記」 **」と題する詳細な路程を記す。**

憲宗十五年 (道光二十九年)

七月十七日 ソウル発

九月九日 八月七日 北京着 渡江

十月十七日 北京発

十一月十六日 渡江

ソウル着

十二月一日

(内容)

なお玉河館内では、著者は金相義と同炕であった。最後に先述の「己酉七月十七日燕行往還路程記」を付する。 以下、合計二十二人の一行の名簿を記す。ただし、自らについては記さない。医官としては「医員金僉正相義」 その次に、太学、蘆溝橋、風俗、 日の渡江から書き始め、日記自体は十月二日に貢物を納入しに宮城にあがり、太和殿について記したところで終わっている。 は憲宗の死去を報告し、承襲を請うことであった。撰者の黄某は、「太医」として随行した。この『燕行日記』は、 憲宗十五年(道光二十九年=一八四九)の燕行録である。正使は朴晦寿、副使は李根友、書状官は沈敦永であった。目的 所産、燕台八景の項目を立てて記す。風俗の項は特に生彩がある。次に正使朴判府事晦寿 のみ記す。 八月七

加味八味元、内内則(彼人称妻曰内内)試附益地黄元。必有庶幾之望。」と答え、「遂録授而帰、彼合掌而謝矣。」(八月八日)、 術を知ることを聞き、「子供がまだないが、子供が出来る処方箋を教えてくれ(無子。請教求嗣之方)。」と求められ、「君試 この燕行録は、 随員の医官が書いたものとして珍しい。中国領内の柵門において、 山東人の王匯川なる人物が、撰者が医

余入於街北第三家、求本草、景岳、保元、以銀三両交貿。

と記している。また北京琉璃厰の書店を訪れたときも、

と珍しい記述を残している(九月十四日)。

この撰者にとって燕行は、その巻頭で、

以太医特蒙天恩、是随行大臣之礼、而余之所平生願一大観者也。

というとおり、一生の願望であり、その実現であった。山海関に至ったところでは

役立たない。あるいはこの資料の来源は邸報であろうか。またこの『燕行日録』は、憲宗十五年(道光二十九年=一八四九) 収録する。ただこれは清朝の上奏文や上諭を編集したものであって、いわゆる燕行録ではない。したがって本書の考証には と感慨を記す(八月二十九日)。叙述が生彩に富み、他では見られない記事が多い。北京旅行を楽しんでいるためであろう。 の冬至使行として行った者が獲得した情報であると思われる。 児時読史記、至秦皇樂万里長城、西至臨洮、東至遼東之篇、以為絶遠難見之地。今匹馬来見、男児事固不可知也。 憲宗十五年(道光二十九年)の燕行録として林基中編『燕行録全集』第九十冊には撰者未詳として『燕行日録』を

25. 『燕行日記』一巻 李啓朝撰 天理図書館蔵 (今西文庫)

[テキスト]

聖儀ヨリ購求」との今西龍の手記があるというが、今はなくなっている。印鑑は、「今西龍」「今西春秋」関連のものがある 鈔本、一冊。『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』によれば、「燕行日記(道光二十九年十月)李啓朝 昭和六年七月上旬李

[撰者]

のみである。

純祖三十一年(道光十一年=一八三一)文科及第。大司成、吏曹判書などを歴任(『朝鮮人名辞書』頁六二〇)。彼の文集は 現存しないようである。『韓国古書綜合目録』では、今西龍所蔵としてこの『燕行日記』を記すのみである。 李啓朝は正祖十七年(乾隆五十八年=一七九三)~哲宗七年(咸豊六年=一八五六)、字は徳叟、桐泉と号す。慶州の人。

とから判明する。また後に紹介する『薊槎日録』の撰者である李裕元の父である。 彼が李恒福の子孫であること、その宣祖三十一年(万暦二十六年=一五九八)の燕行録である『朝天日乗』を引用するこ

[旅程]

憲宗十五年(道光二十九年)

十月二十日 ソウル発

十一月二十二日 渡江

北京着

十二月二十二日

憲宗十六年 (道光三十年)

二月十二日

北京発

三月十三日

渡江

(三月二十七日

ソウル着 『同文彙考』)

北京入城時の人員として、礼部に報告したものによれば、合計三百五人の旅行団であった。

人大容」

三日、 歯痛が大いに起こり、「終日不省人事」と言う。まさしく泣きっ面に蜂である。 内に閉じこめられ、 帰国せねばならない憂鬱を正直に記す。年が明けて道光三十年の正月初一日にも、帰国が迫っているにもかかわらず玉河館 の李恒福『朝天日乗』の山海関へ至った部分を引用しつつ、これまで『朝天日乗』のこの所を読むたびに、自分も一見した 京入城直前に思わぬ事件に遭遇する。それは道光帝の皇太后の死去のニュースに接したことである。北京入城の十二月二十 いものだと思っていたが、今この地を踏んでいる、幸せと言うべきではなかろうか、との余裕を見せている。ところが、北 李啓朝はこの年、冬至使正使として赴燕した。山海関を越えるあたりまでは、何の変哲もない旅日記である。むしろ先祖 一正朝朝賀、 新春の北京の情景を見られないことを、 諸処観光、無由得見、鎖在館中。甚是欝悒。」と、せっかく北京まで来ながら観光をすることなく 副使、書状官とともに嘆く。 正月五日には膈痰の病気に加え

他の燕行使はめったに目撃することのない天安門上から金鳳を下す儀式をも目撃することになる。 である。続いて二十六日には咸豊帝が紫禁城の太和殿で即位することになり、はからずも祝賀の席に立ち会う。さらには ところが、正月十四日になると、さらに驚くべきニュースが入る。 道光帝本人がこの日の正午に死去した、とのニュース

そして、李廷亀が明朝泰昌帝の即位の儀式に加わったことを自らの体験と重ね合わせ、 観頒詔節次、而門楼上読詔書後、千官於金水橋前行三拝九叩礼、自楼上金鳳啣下彩縄詔書随

衣冠物彩、非旧日様子。然盛挙則非尋常朝賀之比也。

と思わぬ偶然に喜んでいる。 雍和宮、 国子監などへの観光もすませて帰国している。 思わぬ事態に急転したおかげで、円明園にも行くことができ、簡単ながらも蘆溝橋、 五龍亭

26. 『燕槎日録』不分巻 鄭徳和撰 天理図書館蔵(今西文庫

[テキスト]

鈔本、三冊。印章は「今西龍」「今西春秋」「春秋文庫」「天理図書館蔵」それに昭和四十年(一九六五)十月八日天理大

学図書館の受け入れ印のみである。『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』等で、撰者未詳とする。

丙子在館所、下ニ記事アリ」というカタカナ混じりの書き込みがある。 欄外にいくつか朱筆の書き込みがある。たとえば瀋陽の「孝廟所処館舎」に圏点が付けられ、欄外に「孝宗所在館、 孝宗

〔撰者略歴〕

撰者名は明記しないが、 聖上即祚五年冬の冬至使で、正使は判府事の金鍏、 副使は戸曹参判の鄭徳和、 書状官は司僕正 0

朴弘陽という。哲宗五年(咸豊四年=一八五四)燕行使であることは明かである。

ば、 した部分が多く、撰者の確定には注意が必要である。決め手は、『随槎日録』にはなく本書にのみある記事である。たとえ ただすでに述べたように、本書には撰者未詳『随槎日録』(純祖二十九年、 十一月十日の記事で「宣州に留まる」とした後に、 道光九年=一九二八燕行、 本解題19 を剽窃

飯後上倚剣亭。与上使・書状同観鴻門宴項荘舞。蓋此舞邑府之遺俗、 而妓工之長技。云云。

と述べる。『随槎日録』では十一月十五日に宣川に到着したところで

是日、倚剣亭詩曰、云々。

というだけで、正使、書状官と観舞したことは全く記さない。このほかにも正使あるいは書状官と何かしたと記すところで

鄭徳和になりかわった者が書いた可能性もある。本解題5.のように、『燕行日記』は李澤撰とするほかないが、彼の従者が なりかわって日記を書いた可能性があり、この『燕槎日録』でもその可能性を否定できないからである。いずれにしても、 『随槎日録』には見えないことがいくつかあることから、本書の撰者が副使の鄭徳和であることは間違いない。もっとも、

目録上は鄭徳和撰とするほかない。

やったのか、明かではない。文集等、他の著作の現存を確認できない。 の人である。純祖十七年(嘉慶二十二年)庭試及第。燕行時には戸曹参判にあり六十六歳であった。本書中、自作の詩にお いて「白髪元非求富貴」と記すのは、このためである。このような高級官僚でしかも高齢の者が、なぜ剽窃まがいのことを 『朝鮮人名辞書』付載の『国朝榜目』によれば、鄭徳和は字は醇一、正祖十三年(乾隆五十四年=一七八九)の生、 草溪

〔旅程〕

哲宗五年(咸豊四年)

十月十四日ソウルにて、戸曹参判として歳幣・方物をチェック。

十月二十一日 ソウル発

丁四日 北京着

十二月二十四日

十一月二十五日

Ē

哲宗六年 (咸豊五年)

北京発

二月二日

二月二十九日

渡江

三月十八日

ソウル着

はじめに「両界図説」三葉があり、「尹鍈之此図、 曽在備局」と自注する。 東三省 (満州) と朝鮮の歴史地理を概観した

ものである。

観およびそこでの出来事について、詳細に記すが、自分はこの日、正使・書状官とともに西山に遊覧に出かけていた。 されていること、すでに述べたとおりである。さらに自分が行ったわけではない、たとえば正月二十五日に姪が行った白雲 注のような形で詳細に記す。さらに最後に、その日に作った詩を載せる。注のごとき部分には『随槎日録』からの剽窃がな 日記はまず当日の行動を二行ほどで簡単に記す。さらにその日の行動や見聞きしたこと、当地の歴史・文物などについて、

部分も、 北京観光案内とも言うべき部分は、彼が北京に入城した十二月二十四日の条の注の部分に詳細に記される。もちろんこの 大半が他書においても見られるものである。哲宗五年の最後の日である十二月三十日の後に、「沿路拾遺」として

それまでに書き漏らしたことを入れる。

職官階品級頂服俸禄」などを記載する。この後、また三月一日に義州での行動を記し、ソウルでの復命まで日記体が続く。 第三冊目はじめ、すなわち日記のうち帰途で渡江した後に、「行中凡例」「総録十八省地方道里賦税地丁漕運銀穀数」「文

最後に「路程記」としてソウルから玉河館までの道里を記す。

あった太平天国の動向について、鄭徳和も大いに関心を持っていたことをうかがいうる。 極めてまれである。むしろ、 で『京報』の一部を抜粋し、一行が北京を離れる前日の二月一日まで続いているのは珍しい。これによって当時の大事件で このように本書の構成は複雑であり、この点で珍しく、叙述は詳細であるが、目新しいと考えられる記事や特異な観察は 何故このような剽窃まがいのことをやったのか、興味深い。ただ、正月四日からほぼ一日おき

27. 『燕槎日録』三巻 金直淵撰

県淵撰 東京都立中央図書館蔵(中山文庫)

[テキスト]

下における特別買上文庫の一つであり、中山久四郎旧蔵にかかる。他本の現存を確認できない。 鈔本、三冊。封面では三冊をそれぞれ燕槎日録天・地・人と記すが、巻頭ではそれぞれ燕槎日録上・中・下と記す。戦時

〔撰者略歴〕

十二年(道光二十六年=一八四六)庭試及第と記す。さらに本書で、清人葉名灃(潤臣)から受け取った手紙を転載し、 二十二日、正月二十七日)。『国朝榜目』で一八一一年生まれとするのと一致する。字は景直、清風の人、父は金鍾岳、憲宗 「品山先生閣下」と記すから、その号は品山であったと考えられる(二月三日)。 金直淵は、純祖十一年(嘉慶十六年=一八一一)~?。北京で自らの年齢を問われ、四十九歳であると答えている(正月

[旅程]

哲宗九年 (咸豊八年)

十月二十六日ソウル発

十一月二十六日 渡口

北京着

十二月二十五日

哲宗十年 (咸豊九年)

北京発

三月三日

二月四日

渡江

三月二十日

ソウル着

「内容」

哲宗九年 (咸豊八年 = 一八五八)、謝恩兼冬至使の書状官として金直淵が燕行したときの記録である。

の出来映えははるかに違っている。金昌業のように、時として漢語の俗語で会話を記録し、 『熱河日記』にそれぞれ複数回言及している。恐らくはこれら先行する優れた燕行録を意識したのであろうが、 金直淵にはこの燕行録を公表するに足る紀行文とする意図があったかに見える。金昌業 『老稼斎燕行日記』および朴趾源 また漢人が朝鮮人の乗った車を 結果として

曰「是加吾里也。勿犯也。」相戒而謹避之。華音高 gao 曰加吾 ka-o 、麗 li 曰里 ri。故称高麗曰加吾里也

指していう言葉を、

ら、 ずかに、帰途の二月七日、玉田県に至った時に生員(優貢生)にして儒学訓導となる資格を持つ呉佩芬(称紉)、三十四歳 と交わした筆談ぐらいではあるまいか。 などと記す(十二月七日)。ただ、漢語をほとんど聞き取ることが出来なかったようである。 金直淵は頭が少し硬かったようである。中国人との筆談で興味深いものは、金昌業や朴趾源のものほど多くはない。 金昌業、朴趾源を目指しなが

どについての筆談が進むが、次のような部分が見える。 呉佩芬は金直淵が持つ清心丸をもらいたくて近づいたようである。二人の間では、太平天国(長髪賊)、捻匪、 青皮賊な

旦 天竟若何、 用度不足、 「我清官府多是尸位素餐、不肯認真辦理。 「青皮賊如所謂赤眉黄巾之類、而此賊亦擾河南耶。」曰、「是江南福建土人跟随粮船拉縴者。近日粮船阻塞。 故従而変賊。」 命竟若何奈。 老大人帰路経関外奉省一帯、 問、 「所謂長髪賊、 似聞賊魁已死、 語雖傷時、 亦遍地是賊。云云。」……問、 勢且如此。 余党自可指期勦滅耶。」曰、「如果如此、 我清皇帝皆是好皇帝。 「如有此患、 真能匹美於有商賢聖之君六 自官府亦難追捕耶。 天佑其命。 究不知 該土人

七作。但臣下無面目見皇帝耳。」

太平天国はなお完全には消滅しておらず、清朝の危機を随所で記している。

や皇明の文字の上一字は欠字にする。ソウルを出発するにあたって、彼は言う(十月二十六日)。 西洋に対しては、断固たる排外の姿勢を示す(正月二十六日、二月五日)。しかし、排満感情も依然として甚だしい。明

也。中国之於天下、已不足以尽之。而一州之於中国、又不足以当之也。燕乃天下之北鄙也。……是謂之観中国、則未也。 惟余生于偏邦、常有大観天下之願、今行庶可少償。然猶不覚黯然自傷。夫所謂天下者、普天之下也。中国者九州之中

況可謂大観天下乎哉。

んとする中国そして北京は、「夷狄」の支配するところであった。 十九世紀中葉朝鮮知識人の燕行や「世界」に対する一見識を示すものと言ってよい。ところが、さらに現実に観

今清因旧而都之、薙天下之髪、左天下之衽。衣冠文物、非復旧時、則吾何足以観乎哉。黙然良久。

円明園の焼き打ちは咸豊十年(一八六〇)であり、金直淵はその前年の様を目撃し叙述する。付録する「見聞別単」「見

28. 『遊燕録 (燕行日記)』 一巻 撰者未詳 東洋文庫蔵

聞雑識」ともに、中国咸豊年間の様子が記される。

(テキスト)

録』を正題とする。前間恭作旧蔵。前間の蔵書印あり。 べきであるかも知れないが、後述するようにこの書を編纂した(成)楽淳は「遊燕録序」を書いている。したがって『遊燕 鈔本、一冊。封面で『遊燕録』と記す。巻頭第一行で「燕行日記」と記すから、原則に従って『燕行日記』と書題で取る

込んでいる。 『燕行録全集』第七十八冊には、成仁浩(一八一五~一八八七)撰『遊燕録』を収録する。東洋文庫蔵本とこれとを対照 前者が日記を前に記し(「燕行日記」)、詩を後に分けて記す(「行中雑詠」)のに対し、後者は詩を日記の中に入れ 叙述は後者の方が比較的詳細である。

たようである。 た『燕行録全集』所収本と対比してみるという極めて簡単で、また共同編纂者として当然の取るべき手続きも取られなかっ 何故か撰者を「未詳」とする。これも夫馬の作成した「撰者未詳」とする目次をそのまま用いたからである。 を根拠としたのかを知る手がかりを持たない。『燕行録全集日本所蔵編』は筆者とともに林基中氏が編纂者であるが、東洋 『燕行録全集』所収本が、 『遊燕録 (燕行日記)』を筆者の目録作成に従って高宗六年 何を根拠にして成仁浩の撰としたのか未詳である。所蔵者あるいは所蔵機関を一切記さず、何 (同治八年=一八六九) の燕行時のものと記しながら、 自分が編纂し

燕行した記録を見つけ、自ら整理したのだという。本文の中に明らかに(成)楽淳の文章が雑っている。 に偶然、書篋から『遊燕録』と題された竹澗公が己巳年(同治八年)に李承輔(号、石山)と趙寧夏(号、恵人)に従って れる。はたしてこの書が成仁浩の撰とすれば、彼の孫の成楽淳がこの序を書いたことになる。この序によれば、この年の秋 『燕行録全集』所収本には、巻頭に「遊燕録序」があり、光武九年乙巳(一九〇五)九月下澣、不肖孫楽淳謹書」と記さ

〔撰者略歴〕

東洋文庫本がどのような経緯でこのような構成になったのか、明らかでない。

拠が示されないから、撰者を今のところ明らかになし難い。しかし、 あると記すから、撰者は純祖十五年(嘉慶二十年=一八一五)の生まれであると考えられる。 前の〔テキスト〕の項で記したように、『燕行録全集』所収本の目次で成仁浩(一八一五~一八八七)の撰とするが、根 前掲「遊燕録序」では、 撰者五十五歳の時の旅行記で

•

高宗六年(同治八年)

十月二十二日

ソウル発

十二月二十九日

北京着

渡江

高宗七年(同治九年)

二月十五日

北京発

三月十五日

四月二日

ソウル着

(内容)

と書かれるだけで、己巳が正確に何年かは書かれない。しかし、附載の「行中雑咏」の西山と題する詩の一句に、 この燕行録が、いわゆる冬至使行のときのものであることは明かであるが、巻頭第二行目に「己巳十月二十二日、発行」

洋人焚其殿閣、餘存者無幾。

確認できる。辞階が十月二十二日で復令が翌同治九年四月二日であり、この「燕行日記」の記載と一致する。このこと、 ことは明かである。そこで『同文彙考補編』「使行録」と対照させてみると、己巳とは同治八年(一八六九)であることが と自注をつけていることから、この燕行が咸豊十年(一八六○)にヨーロッパ侵略軍が行った円明園焼燬の後のものである 『燕行録全集』所収本「遊燕録序」で確認できる。『燕行録全集』所収本では、しばしば副使の趙寧夏(恵人)と行動を共に

していることが記される。おそらく撰者は趙寧夏の随人として入燕したのであろう。

遊を日記中で記さないが、『燕行録全集』所収本では、たとえば正月二十日の記事では、副使の趙寧夏とともに王琮 の家を訪問し、 さなかにあったが、 この燕行録には、 小谷)、段秀才、法雲大師などの名が見える。 詩の贈答をするなどの記事がある。交際相手の清人として、李文田(翰林)、卓丙炎(秉炎、友蓮)、馬蕃康 特別な反洋人感情も見られない。少なくとも文字には表れていない。東洋文庫の藏本では、 特別に興味深い記事は見られない。反清感情も、また北京はすでに円明園を焼き打ちされ、 清人との交 洋務運動

29 『北游日記』 巻 姜瑋撰 静嘉堂文庫蔵

(テキスト)

がある。 静嘉堂文庫本であることを明記したうえで、巻頭に押された「静嘉堂蔵書」 李光麟「『姜瑋全集』解題」によれば、この静嘉堂文庫本は姜瑋の自筆本であろうという。なお『姜瑋全集』はその解題で 想叢書所収、ソウル、 鈔本、一冊。 『燕行録全集日本所蔵編』 秋琴とは姜瑋の号であるから、これは自蔵本であると考えられる。ところどころ、文字が訂正されている。 静嘉堂文庫のほかに、その所蔵は知られていない。この書が韓国学文献研究所編『姜瑋全集』(韓国近代思 亜細亜文化社、 の目次において姜瑋撰『北遊日記』としたのは、筆者の校正ミスである。謹んで訂正する。 一九七八)にも収録されていること、『燕行録全集日本所蔵編』の刊行後に知った。 の印は削られており、 興味深い。「秋琴」の印

九世紀後半期、 『古歓堂収草』 姜瑋は純祖二十年 (姜瑋全集所収本頁三七一)収録の李重夏撰「本伝」および前掲、李光麟「『姜瑋全集』 韓国における代表的な開化思想家の一人である。 (嘉慶二十五年=一八二〇) ~高宗二十一年 (光緒十年=一八八四)。姜瑋の伝記については彼の文集 解題」に詳しい。十

崎経由で上海へ渡ったという。 年に金弘集が修信使として日本を訪れたときも、彼は書記として随行した。この時、朝鮮では壬午軍乱が起こったため、長 めたのち、一八七六年に江華島条約が日朝間で締結されたときは、全権大臣であった申櫶を補佐した。さらに、一八八〇 に恵まれなかった。閔魯行および金正喜に学び、若い頃から実学研究に没頭した。フランス軍艦が江華島を侵犯したいわゆ 卯士禍以来、彼の先祖は文科に応ずることができず、彼の父の代まで武科を経て武官になる者が多かった。彼自身、社会的 る丙寅洋擾が起こると大いに関心を持ち、申櫶に防衛対策を建議した。鄭健朝に従って燕行して国際情勢について見聞を広 これらによれば、彼の字は仲武、堯章、韋玉、号は秋琴、聴秋閣、古歓など、晋陽(晋州)の人である。一五一九年の己

すでに述べたとおり、彼は開化思想家の代表的人物の一人である。『古歓堂収草』『東文子母分解』など彼の著作は、前掲

『姜瑋全集』に収録される。

[旅程]

高宗十年(同治十二年)

十月二十四日 ソウル発

十一月二十八日渡

十二月二十六日 北京着

高宗十一年(同治十三年)

二月十二日 北京

-

渡

三月十二日

三月三十日

ソウル着

した。 たり、また彼のその後の活躍からすれば、むしろ不思議な思いすらする。当時の北京には列強各国の公使館が建てられ 様を「真如画中曽所見者、而顔髪被服不似人類、自然愕眙」と描写する。そして彼らを「狂蛮」「狂賊」と呼ぶ。咸豊十年 姜瑋もヨーロッパ人を見ている。正月一日に内城へ登った時、ヨーロッパ人の男二人と女二人も登っていた。この時に見た を記さず、中華=清に親和感を持っている。北京での自由な観光を楽しんでいる。この時代がいわゆる洋務運動の時代にあ を「上都」「神京」と呼び、見えた同治帝の顔を「龍顔」と表現している。皇帝に対する三跪九叩頭についても特別な感情 (一八六○)にヨーロッパ列強によって焼燬された円明園の遺跡を訪れたのは、正月二十三日のことであり、「咸豊辛酉(十 しかしこの燕行録には、緊張感のごときものは必ずしも顕著ではない。清朝のことを「中国」とよび「中州」とよび、北京 年)洋夷焚焼、 姜瑋はその略歴ですでに述べたとおり、実学派の系譜に属する人物であり、当時の開化思想家の一人として有名であるが、 高宗十年 (同治十二年=一八七三)、冬至使正使鄭健朝(字は致中、号は蓉山)に随い、燕行した時の記録である。 瓦礫荊榛、蕭然満目」と記す。そしてその翌日作った詩は次のごときものである。自注は)を付

狂賊没韵事。聞者大笑。) 満目榛荒閲叔灰、 臨風不覚罵奴才、 … 狂蛮何与風流事、 山翠湖光領不来。(天上仙区燼於辛酉洋擾。余立瓦礫中、

ゴル人との交遊を記す箇所は極めて多く、彼らはともに中華文化のなかで漢文を用いて交際している。 玉河館に訪ねてきた。正月十四日には再び玉河館への来訪があり、 の普景璞は高宗六年(同治八年=一八六九)の冬至使正使李承輔および副使趙寧夏とすでに知り合いであり、正月三日には この日記の中でむしろ特徴的な部分は、モンゴル王族・モンゴル人との交際がしばしば見られることである。モンゴル人 同日今度は姜瑋らが蒙古館を訪れ、 回謝している。モン

集』に収録されてしかるべきである。そこには、張世偉や呉鴻恩らとの唱和が多く、『北游日記』を読むに当たって、当然 準、字は叔平、号は梅史あるいは五溪、時に四十九歳であった。ちなみに姜瑋はこのとき五十五歳であった。張世準は琉璃 参考にされるべきである。 李裕元『薊槎日録』でも言及する御史の呉鴻恩とも会っている(正月二十六日~正月二十八日)。なお『古歓堂収草』巻十 収)にほかならない。この筆談は鄭健朝と張世準との問答であるが、姜瑋が談草をもとに整理したものと考えられる。 厰巷内に住んでいた。鄭健朝とともに姜瑋はここをしばしば訪れている。その時の筆談記録が『北游談草』(『姜瑋全集』所 清人との交遊ももちろん頻見する。なかでもしばしば登場するのは、刑部員外郎(主事ともいう)の張世準である。 北游草および巻十三、北游続草はこの燕行時に作った詩であり、当然『燕行録』である。本来ならばこれも『燕行録全

30. 『燕行録』二巻 沈履澤撰 天理図書館蔵(今西文庫)

(テキスト)

「天理図書館蔵」「今西文庫」それに昭和四十年六月八日付の「寄贈天理大学」印があるのみである。 鈔本、二冊。 封面にそれぞれ乾・坤と記す。二冊目巻頭でも燕行録と題書とする。印章は「今西春秋図書」「春秋文庫

かった部分と考えられる。したがって本書が拠った原本があったはずであるが、現存を確認できない。 数箇所文字の填っていないところがある。これは原本を鈔写するにあたって、原本そのものの文字が判明しな

これが高宗十一年(同治十三年=一八七四)燕行時のもので、撰者が沈履澤であること、疑いない。 撰者名は明記されないが、甲戌の年に副使として燕行したと言い、正使は李会正、書状官は李建昌であったと言うから、

〔撰者略歴〕

もので、本来は戸曹参判であった。 である。本書十二月十二日の条、中国人との筆談で「四十三歳で官は礼曹判書」であると自己紹介しており、 (道光十二年)生であることは間違いない。ただ礼曹判書であるとするのは、燕行に際して結銜(加銜)したものを言った 純祖三十二年(道光十二年=一八三二)~?。『国朝榜目』によれば、沈履澤は字は稚殷、青松の人、哲宗八年庭試及第 純祖三十二年

本書十一月十七日の条、 義州において、「余於壬戌秋八月、尹茲西土」と述べる。哲宗十三年に義州府府尹に任じられた

[旅程]

ことがあったようである。

高宗十一年(同治十三年)

十月二十八日 ソウル発

十一月二十九日 渡江

十二月二十五日

北京着

高宗十二年(光緒元年)

北京発

二月十五日

三月十八日

渡江

四月二日

ソウル着

[内容]

冬至使の記録である点、他の多くの燕行録と変わりはないが、本書はいくつか清末の世相を記す点で異なっている。

第一に、清朝の財政悪化を燕行使に対する接待そのものに即して記す。通常、冬至使の北京逗留は四十日間と決まってい

る。ところが、このたびの冬至使は五十日間逗留するという異例のものとなったが、その原因は朝貢使節一行に下賜される

蓋使行之留関 (玉河館) 是四十日、 即伝例也。而今則以賞銀未辦之故、使之加留十日、始乃貸銀於廛人、以頒送之。 中

国之財竭、何至此極。令人可慨(二月十五日)。

べき賞銀を、

期間内に準備できないからであった。沈履澤は記す。

燕行した李裕元の 省一帯を荒らしまわっていたのは响馬賊である。 清朝は下賜すべき賞銀をとりあえず商人から借りて用立てた、というのである。燕行沿途も騒然としていた。 『薊槎日録』にも出てくるが、本書の方がはるかに詳しい。 响馬賊については、この前年に燕行した姜瑋の『北游日記』、 当時、 その翌年に 遼寧

民人とはいうが、生員となったことがある三十五歳の人物であり、 往路の十二月十三日、瀋陽の西、 閻陽駅付近の石山站に宿をとった沈履澤は、そこの主人である李恩綸と筆談を交わした。
 かつて順天府司獄司の正八品の官を勤めたことがあると

いう。

筆談の一部を記す。

捕捉、 恩綸曰、 兵不敢捕。 国内寧靜、 断不容貸。故行路無滯留之歎。恩綸答曰、化行俗美、良宜。若近来奉天賊匪、 貴邦年景若何、 時世若此、 而貴境賊撓、 良可慨也。余曰、 未知何賊乎。 地面要必安净。 無或是响馬賊之出没村闆、 上国之威、 敝地 屢受賊擾、亦有所聞乎。余答曰、弊邦年形稍康、民生安楽、 何故至此也。 弊邦則元無賊擾、 掠人銀銭者乎。 恩綸答曰、 設有踰墻鑚穴之潑皮、 猖狂之極、 賊任意擾民、 而民無安枕矣。 各其官即地 官不知戢 山川 険固、

たことは、 が朝鮮の実情を知らないということを知った上での虚言である。当時、 「お国の世情はどうですか」と問われ、 周知のところである。 「朝鮮では治安が保たれ、盗賊の出没がない」と沈履澤が答えているのは、 朝鮮国内で反乱が頻発し、世情が極めて不安であっ

復路の三月十日、すでに瀋陽を過ぎて甜水河に至った一行は、响馬賊が店里の小銭万余吊(小銭一吊は朝鮮の常平銭一 両

六銭にあたること、本書、十二月十一日に見える)を掠取し、一行がこれから赴こうとする連山関へ賊も向かった、と聞い

ている。物情騒然たる中を旅行していたのである。

述べた石山站からさらに北京に近い連山駅においてであった。彼はこの情報を諺文にてソウルに知らせている。 同治十三年十二月五日、同治帝は死去した(『清史稿』穆宗本紀)。沈履澤がこれを伝え聞いたのは、十二月十五日、

すでに解題25.で述べた李啓朝と同様、 同治帝の死去にともない、太和殿における元朝の儀には出席できなかったが、代わって光緒帝の即位儀式に参加している。 登極詔を天安門の上から金鳳の口に啣えさせて下ろす儀式も目撃している。この日

今日所経真是天上、非若人間、始覚皇帝之尊耳。

の見聞を沈履澤は

と記し、感嘆の念を隠さない(正月二十日)。

すなわち西洋人に対してである。一方で彼は『中西聞見録』を宿舎の玉河館で読んでいたが(正月四日、 反満民族主義、 満州族の風俗に対する嘲笑の言葉が依然としてみられるが、さらに憤慨の情を露わにするのは、「洋酋」 七日)、西洋人が

噫、 以天下之大皇帝之尊、 断一酋魁之頭、駆其脅従於闉外、 放之荒服之外、 此特数百騎之事、 而反容此至重之地、

北京に居をかまえるがままに清朝が許している状況を、

慨歎乎。

と記す (正月五日)。

述は詳細である。

壮さ華麗さに驚きを隠さない。 以上のごとく、本書はすでに世情が騒然とし始めた中国を旅行したときの記録であるが、総じて言えば沈履澤は北京の雄 陳福綬、 張楓廷、賈璜、 呉鴻恩、 徐郁、 張家驤、 李有棻、 張世準らとも交遊している。 叙

31. 『薊槎日録』一巻 李裕元撰 天理図書館蔵(今西文庫)

[テキスト]

第一行第一葉の書題も草書体で書かれているため、「薊」の草書体を「燕」と読み誤ったものと考えられる。本書原本に即 いて調査してみても、どうしても「燕」と読むことはできず、「薊」と読むべきであると考える。 文庫朝鮮本分類目録』『韓国古書綜合目録』ではすべて李裕元『燕槎日録』とする。本書は基本的にすべて草書体で書かれ 鈔本、一冊。書名については、天理図書館カード、『今西博士蒐集朝鮮関係文献目録』、およびこれにならった『増補東洋

をあけ、 応伝誦_ の詩に対する批評がしばしば見られ、これは李裕元本人のものと考えられない。たとえば「北鎮廟」と題する詩には、「写 いくつか書き加えた部分、書き改めた部分があり、李裕元本人でないとこれはできないと考えられる一方、欄外には李裕元 この鈔本が、李裕元その人の鈔写によるものであるか、他の人が書き写したものか、今のところ判断できない。 との批が加えられる。批と本文とは同一人物による鈔写と考えられる。 御製という語については改行抬頭し、欄外から書き始めている。 兼以雄渾」との批が加えられ、「周侍郎寿昌題詩、於便面贈之以致殷勤。 朝鮮国王にかかわる語の前は若干スペース 故依韵和之」と題する詩には、「中国人亦 鈔本中に

| 撰者|

日乗』があり、ともに文集『白沙集』に収録される。憲宗七年(道光二十一年=一八四一)に壮元で文科に及第し、 時期に生きた李恒福つまり李白沙(一五五六~一六一八)の九世の孫である。李恒福にも燕行録として『朝天記聞』『朝天 謚号は忠文、慶州の人。すでに紹介した『燕行日記』の撰者である李啓朝の子であり、さらに遡れば中国では明代にあたる 李裕元は純祖十四年 (嘉慶十九年=一八一四) ~高宗二十五年 (光緒十四年=一八八八)。字は景春、号は橘山、 官は領

宗十二年 緒八年=一八八二)には、全権大臣として日本との間で済物浦条約と修好条規続約を調印している。 きわめて重要なことであるばかりか、後に彼の政界における一時的な失脚と配流にもつながった。さらに、高宗十九年(光 議政に至った。彼は政治家として歴史上での有名人物であり、閔氏と手を組んで大院君を失脚させた。後述するように、高 (光緒元年 = 一八七五)の燕行を契機に中国清朝の李鴻章と関係を持つにいたった。これは朝鮮近代の外交史上で

最も雄弁に物語る。文集としては『嘉梧藁略』があるが、『韓国歴代文集叢書』所収本(ソウル、景仁文化社、一九九七、 その博識さを知ることができる。文人として名が高く、中国にまで知れわたっていたことは、この『薊槎日録』そのものが いずれの所蔵か明記されない。『嘉梧先生文集』と題する)は遺憾ながら詩のみからなる。他に『橘山文稿』十六冊が奎章 学者としても有名であり、その著『林下筆記』(ソウル、成均館大学校大東文化研究院、一九六一、影印本)によって、

[旅程]

閣に蔵される。

高宗十二年 (光緒元年)

七月三十日 ソウル発

八月二十七日 渡江

十月一日北京着

十一月二日 北京発

十一月二十六日

渡江

十二月十六日

ソウル着

内容

詳細を極める。 る。ただし、この事件については、 まりソウル宮廷から八月二十二日、二十三日、二十四日、二十五日付で発せられた手紙を集中的に受け取っているからであ けて出発せんとする九月七日の朝に受け取ったのではないかと考えられる。この日の日記に、 り日本軍艦による江華島沖での測量とこれに伴う朝鮮側の砲撃および日本側の応戦は、陰暦八月二十一日(陽暦九月二十日)、 るのか、 冊封世子を請うという重要案件のための出使であっただけでなく、特にこの時期には対欧米諸国および対日外交をどう進め が、李裕元は領議政つまり総理大臣でありかつ領中枢府事を兼ねていた。このような政界でのトップが自ら出使したのは、 府事であった李裕元が正使となり赴燕した。通常の冬至使であれば正使は宗室関係者でない限り判書クラスの者があたった に大韓帝国皇帝となった人物である。翌高宗十二年、彼を世子(皇太子)として冊封することを奏請するため、 高宗十一年 元がソウルを出発し国境の都市である義州に滞在中に起こっている。このニュースの詳細は、彼が中国瀋陽で北京に向 焦眉の課題であり、 (同治十三年=一八七四)二月、閔氏は高宗の長男を生んだ。後の純宗であり、 その様子が詳細に記される。「可聞之事、詳探以来也」と高宗は命じ、北京から中国人を雇ってでも早く伝 同じ記事は『日省録』にも見える。おそらくは宮廷書記官が書いた記録を、そのまま鈔写して自らの日記に 書状官には「覘国」つまり国情探察こそその責務であると特に注意している。 中国情勢を詳しく探る必要があったからであった。ソウル出発に際して、高宗と李裕元ら三使 日記は完全に口を閉ざしている。十二月十六日の帰朝報告にともなう国王との対話も 義州から転送された京札、 最後の朝鮮国王となり、さら いわゆる江華島事件、 つま

のなかで金姓の者は八月六日に謝恩行正使として出発した金鏴のみであるから、彼の父は金鏴であろう。 出発した金始淵も四十一年前の憲宗元年 李裕元はこれより三十一年前の憲宗十一年(道光二十五年=一八四五)、書状官として赴燕したことがあり、 (道光十五年 = 一八三五) に父に随って赴燕したという。憲宗元年に赴燕した三使

梧藁略』 さて、この『薊槎日録』は主に毎日の簡単な行動記録と、当日に作った詩とが交互に記される。このうち詩の部分は (『韓国歴代文集叢書』所収本)と重なるものが多いが、文集にないものも多く、また両者で文字が違うものもあ

この燕行録で貴重であるのは、李裕元が中国清朝人と詩文を媒介にして交流している点である。登場する中国人としては、

る。

以下の数人を挙げることができる。

游智開 字は子代、号は天愚、蔵園、 ようである(『清人別集総目』頁二二八八)。 元年挙人。游智開の方から李裕元に近付いたこと、この外交史上の意味については後述。その詩集 伝』巻六三に伝があり、また李来泰『蓮龕集』巻十五に墓誌銘がある。もともと、曽国藩の人脈に属した。 巻は、まず光緒九年(一八八三)に朝鮮活字排印本として出版されて、その後いく度か刻本として出版された 湖南省新化県の人。当時は直隷省永平府知府。『清史稿』巻四五一および『清史列 『蔵園詩鈔 咸豊

当時は御史。号は春海、四川省銅梁県の人。同治元年進士。呉鴻恩の方から、玉河館に滞在中の李裕元を来訪し、 呉鴻恩の名前が見えるほか、朝鮮知識人とよく交遊した。 李の自宅への来訪を要請している。その弟であった呉鴻懋が兄のつてで面会に来ている。 の時二十二歳であった。高宗十年(同治十二年)の燕行使一行の一人であった姜瑋『北游日記』には、 呉鴻懋の号は春林、こ しばしば

周寿昌 当時は戸部侍郎。湖南省長沙県の人。道光二十五年進士。『清史稿』巻四八六、文苑伝、『清史列伝』巻七十三に り面会を求めた。その後、二人には詩の贈答が続いた。 がある。彼も朝鮮知識人とよく交遊した人物である。李裕元が玉河館に滞在中、 『続碑伝集』巻八十に行状がある。著書に『後漢注補正』『三国志注證遺』ほか、文集として『思益堂 周寿昌の方から名帖を送

周棠 朝書画家筆録』に伝がある芸術家である。『周少伯書詩稿』が北京図書館にあり、『少伯公遺稿』不分巻、 嘉慶十一年 (一八〇六) 〜光緒二年 (一八七六)、字は少伯、 号は蘭西、浙江省山陰県の人。『清画家詩史』『国

十七年鉛印本がある(『清人別集総目』頁一四四二)。

歳であった。周棠は李裕元が今回入燕していることを知らなかったので、李裕元の方から三詩をそえて知らせた のだが、 光二十五年時には李裕元は三十二歳、 李裕元と周棠との関係は、李裕元が道光二十五年(一八四五)に書状官として入燕して以来のものである。 周棠はすでに耄碌しており会えなかった。このことを李裕元は「歎ずべし」としている。 周棠は四十歳であり、今回の入燕時には、李裕元は六十二歳、 周棠は七十 道

ほかに崇実、銘安、李湘石、李嵩申、徐郙らの名が見える。

始まったのかは、 の限り、 が機縁で李鴻章と書簡の往復が始まり、朝鮮外交に大きな転機が訪れたことは、すでに周知のところである。ところが管見 のうち、 主人から「李裕元(李橘山相国)と面識があるか」と尋ねられている(十二月二十四日)。さてこれら中国知識人との交際 答を求めていることは注目すべきことであろう。南一祐『燕記』(本解題32)でも、南一祐が宋家庄を訪れたとき、 このように李裕元は、 外交史上で最も重要なのは永平府知府の游智開とのそれである。李裕元はこの赴燕時に游智開と関係をもち、これ 従来の研究では李裕元『薊槎日録』 不明のままであった。 国際的な有名人であった。游智開、呉鴻恩、 が引用されることはなく、したがって李裕元と游智開の交際がどのようにして 周寿昌すべて、彼らの方から李裕元に接近し、 そこの 詩の贈

の地の明遠楼に登ったときのこととして、次のように記す。 李裕元と游智開の関係が初めて日記に表れてくるのは、 往路、 一行が永平府に至った九月十八日のことである。 行がこ

知府四品、 姓游名智開、 号天愚、湖南人。家居洞庭南五十三灘上、為人豪放慷慨。 聞余登楼、 送茶果、 鋪陳屏床。 与副

使書状玩賞、 有逢見之意。余以官府無公幹不得入、書状往見致謝、 回至店舎。 知府躬来、 見之、筆談而

この時、 愚小弟游智開頓首」とする答書が送られている。 すなわち、 帰還の時に再会せんことを約したといい、翌十九日には、李裕元から詩が送られたことに対して、游智開の方から 知府である游智開の方から李裕元に接近せんとしかけ、また彼の方からわざわざ旅館に面会に訪れたという。 游智開が誰から李裕元のことを聞いていたのかは記されない

李裕元の号が橘山であることにちなむものであるが、 う詩の贈答があった。 されたためである。この状況を知ったからであろう、 ながらもなお逗留を余儀なくされたのは、 次いで北京入城三日前の九月二十七日、 たまたまこの時、 李裕元一行は遵化州の玉田県に滞在していた。二十一日にすでに玉田県に到着し 游智開が家居する洞庭湖が橋で有名だからでもある。また、これに伴 游智開から李裕元のもとに橘樹が贈られてきた。 光緒帝と皇太后が東陵を参拝しており、 皇帝一行の行動が優先 橘が贈られたのは

る。 次いで北京滞在中の十月十三日、 李裕元の手紙に対する游智開の返書が届き、これに対して李裕元の答書が書かれてい

李裕元の次韻 次いで十一月七日、 「次送游知府韵」 北京から帰途にあった李裕元は永平府城に宿をとった。 の詩三首と、 游智開 0 「蔵園游智開拝呈請 教正」でしめくくる原韻三首が掲げられてい 游智開は詩とともに彼の著書四冊を送った。

以下は、この時李裕元が記した日記である。

る。

之。屢々言之。太守首肯曰、非久、有保定之行矣。作書送之、我当袖伝云。翌日使金寅浩袖送此札之意約束。太守贈私 乗隙托願交李中堂鴻章、太守最親於中堂故也。太守問其故、 太守欲出来、 徒御已満云。故約以踏月相会。 是夜与副使書状会于観音院。供帳甚豊、 余満道日本相関事、 如或有国事之可議、 劇談劇飲、 酒名 一品紅、 非此中堂、 聞是家釀。 莫可為

稿一冊、別贈一詩。

本書巻末には、 帰国後における高宗との談話と、赴燕に対する賞典および辞賞典箚のほか、以下の文献を付載する。

(一) 丙子 (光緒二年) 初二日進香使回便出来札

李大人橘山叔啓 永平府游寄

に送った手紙である。以下の文章が見える。 これは、 光緒元年十一月七日永平府で游智開が李裕元に会い、李鴻章との連絡を託されてから、この報告のために李裕元

貴従事金寅浩来署、具述雅意欲納交於我中堂伯爺。旋於翌晨、送到一篋。弟臘月有保定之役、当即面呈、我中堂随具復 嘱弟転寄。我中堂勲業夙著、偉畧遠猷不分畛域、常拳々然以東国為念。……茲謹将我中堂復書托李君秉文寄上。伏

乞鍳収。

光緒元年十二月二十三日に「論日本派使入朝鮮」という総理衞門にあてて書かれた公牘に付せられ、早くも李鴻章から北京 李裕元が李鴻章にあてた書簡とこれに対する李鴻章の返書は、その文面や彼らの個人的交際をはるかに離れたものであり、 李鴻章に面呈、つまりたがいに顔を見ながら手から手へ直接渡された。李鴻章は当時直隷総督として河北省(直隷省)保定(望) これよりちょうど一箇月前、二月二日にすでに締結されていたのであって、李裕元と李鴻章の交渉は一見すると無意味であ 香使が帰国するに際して託され、翌光緒二年三月二日李裕元の手元に届いたのである。「日朝修好条規」つまり江華条約は に駐留していた。李鴻章から李裕元への返書として周知の「覆朝鮮使臣李裕元(光緒元年十二月十四日)」は、実際には進 ったかに見える。しかも李裕元の李鴻章への手紙、これへの李鴻章の返事ともに、全く国事に直接触れていない。もっとも ように、これは両次に及んだ。そして李裕元の李鴻章にあてた書簡は游智開が十二月に保定へ行った時に、彼からただちに すなわち、李裕元は部下の金寅浩を永平府庁へやって、彼の意図するところを游智開に伝えさせた。次の(二)に見える

朝鮮政府一書)、日本には「勧其忍耐小忿、以礼接待」すべきことを勧誘してほしいと述べた(『李文忠公全書・譯署函稿 巻四)。そして実際、これは総理衙門から礼部を通して朝鮮に伝えられた(『同文彙考』原編続、倭情、第六葉以下)。 の総理衞門に通知されていたのである。李鴻章はこの公牘において、総理衙門を通じて朝鮮に対し(由鈞署迅速設法、 密致

(二) 金石霞叔啓

愚弟游智開拝手

以下の文章がある。 前の李裕元に対する手紙と同時に、游智開が金石霞なる人物に送った書簡である。金石霞は金寅浩をおいて考えられない。

貴丞相雅意。……貴丞相致我李中堂書、已於臘月在保定府面達、並取有復書。 石霞仁兄大人閣下。乙亥至月初七日、貴国丞相李公奉使東帰、道出永平、相会於蕭寺、始識兄面、 旋承両次来署、具述

(三) 李大人(官印)裕元台啓(朝鮮使臣)

合肥李鴻章再拝。乙亥十二月十四日文華殿大学士粛毅伯

裕元」(光緒元年十二月十四日、附)と題する。返書原本には、李鴻章の官印が押されていたのである。 すなわち、従来から知られている李鴻章から李裕元への返書であり、『李文忠公全書・譯署函稿』巻四で「覆朝鮮使臣李

四)同月二十三日、冬至使回便出来札

李大人台啓

瀋陽署部書椷

丙子二月二十五日、崇実拝。学士将軍

節が、 瀋陽将軍の崇実とは、光緒元年十月十九日に李裕元は会った。これは、光緒二年にソウルへ冊封のために出使した清朝使 李裕元の手紙を帰国したときに崇実に届けたのに対し、崇実が送った返書である。すでにいわゆる「日朝修好条規

(五) 都京礼部咨文、馬上飛逓

が結ばれたことを崇実は知っていた。

天津保定府李中堂与倭使森有礼問答記

に加えたのであろう。 きた李裕元は、これを特に重要な資料と考えたからか、特に李鴻章に関係するものとしたからか、これを彼の燕行録の一部 談節略」として収録される。光緒二年二月三日付で北京礼部が朝鮮国王へ飛咨した文書に付せられた数多くの関連文書の 録されるほか、『同文彙考』原編続、倭情にも「光緒元年十二月二十八日、日本使臣森有礼署使鄭永寧来直隷総督署内、晤 つであることがわかる。朝鮮宮廷には二月二十一日に到着したもののようである。当時、 光緒元年十二月二十八日に李鴻章と森有礼との間で交わされた問答であり、すでに『李文忠公全書・譯署函稿』 清朝からの咨文をただちに入手で 巻四に収

最後に、(六)「北征篇」と題するこのたびの燕行を詠う長編の五言詩でしめくくる。

32. 『燕記』五巻 南一祐撰 東洋文庫蔵

(テキスト)

鈔本、五冊。東洋文庫蔵本で昭和九年(一九三四)の受入印がある。

木 一日至庚辰二月十四日」、第四冊封面に「燕記 第一冊封面に「燕記 関内随筆 土 玉河随筆 聞見雑議」と題書する。印章は「東洋文庫」「宜寧潜窩」の二印があるのみである。 金 自己卯十二月二十日至庚辰正月二十日」、第三冊封面に「燕記 出疆録 渡江録 盛京随筆 火 回轅走草 自己卯十一月初七日至己卯十二月十九日」、第二冊封面に 専対録 自庚辰二月十五日至庚辰四月初二日」、 水 玉河随筆 自庚辰正月二十 第五冊封面

使として出てくるから、撰者が南一祐であることは間違いない。日記中で清人と筆談する時の自己紹介から見ても、撰者が 本書には撰者名を明記しないが、この燕行が高宗十六年(光緒五年=一八七九)の冬至使行のものであり、 しかも彼は副

南一祐であることは疑いない。

たい。本書を南一祐自身の稿本であると考える理由のあと一つは、本書は基本的に正確な楷書で書かれているが、十箇所程 は宜寧の人であり、 本書はその印「宜寧潜窩」から、南一祐本人の稿本でありかつ自蔵本であったと見て、ほぼ誤りないようである。 かつ潜窩は彼の号であったと考えられるからである。この点については、 次の 〔撰者略歴〕を参照され 南 祐

〔撰者略歴〕

度の所に朱書による書き加えが見られるからである。

現権礼部尚書」ともいう(正月三十日)。これらは彼が戸曹参判という官位にあり、燕行に当たって礼曹判書を加銜された ているのと、ピッタリ合う(正月十八日)。また、自ら南龍翼の子孫であると言う(十二月二十四日)。南龍翼は乙未 年=一八三七)生、哲宗己未増広乙科」とする。丁酉の生れと言うのは、光緒六年の段階で現在四十四歳であると自ら言っ 四日、正月十八日)。そこで『国朝榜目』を見ると、確かに「南一愚、字は伯卿、宜寧の人、丁酉(憲宗三年、道光十七 紹介が、最も有力な史料である。彼は自らを「宜寧の人、己未(哲宗十年=咸豊九年)出身」と言い(正月十二日)、また 谷先祖奉使時、 って投降がやや遅れたため、 二月二十四日、燕行使がしばしば訪れた玉田県の宋家庄を彼も訪れている。宋家庄とは清朝軍が入関した時、 **¯もともと南一愚という名であったが、朝令によって愚を改め南一祐とした。」と言い、字は愚堂であるという(十二月二十** 南一祐はまた、 南一祐については 明暦元年=一六五五)通信使の従事官となり、また顕宗七年 過此 中国人との筆談で、「以戸部侍郎、 一絶詩」を書示され、「自分と君とは幾世代にもわたる交り(世交)である」と筆談で言われている。 『朝鮮人名辞書』などで記さない。実は今のところ、本書『燕記』で何人かの清人と筆談した時の自己 重い罰金を課せられたことで有名である。その子孫の宋舒恂 猥叨使啣、 今権礼部尚書」と言い(正月二十七日)、また「以戸部侍郎 (康熙五年=一六六六) 燕行使の副使となっている。 (字は小坡) と筆談を交し、「壷 城に立てこも

二二九

ことを示している。

のは、 者亭」三字、「忍堂」二字の揮毫をプレゼントされているからである。 〔テキスト〕の項で印章として「宜寧潜窩」とあり、潜窩とは彼の号であったと考えられる、とした。このように考える 本書の中に王維珍(蓮西)なる清人(前通政司副使)と交遊を結び、帰国するに際して彼から「潜窩」の二字と「春

「旅程」

高宗十六年 (光緒五年)

十一月七日 ソウル発

十二月一日

渡江

十二月二十六日

北京着

高宗十七年 (光緒六年)

北京発

二月十五日

三月十三日

渡江

四月二日

ソウル着

[内容]

らの回咨や礼部告示など、関連文書を収録する。「聞見雑識」は皇城、宮殿などの項目別で、中国の様々な制度や風俗、さ から四月二日の復命までを記す。「専対録」はこの時の燕行使が皇帝に奉った謝恩表や礼部へ提出した咨文、さらに礼部か 山海関出発から北京玉河館への到着まで、「玉河随筆」は北京滞在期間、「回轅走草」は帰国のために玉河館を離れたところ 「出疆録」は使行の命令が下ったところから義州滞在まで、「盛京随筆」は瀋陽出発から山海関到着まで、「関内随筆」は

らに官制や中国各地の府県名・地丁銀両数などを記す。

必ずしも多く見られない。官制を記したところなどは、必ずや何かを書き写したものである。 本書が五冊からなっていることに示されているように、叙述は詳細を極める。ただ「聞見雑識」にはオリジナルな観察は

本書には金昌業『老稼斎日記』、朴趾源『燕巌日記』、『通文館志』、『大清一統志』、『東国輿地勝覧』(輿覧)、『日下旧聞』

など、本書が拠ったと考えられる書が挙げられている。

33 『観華誌』十二巻(欠巻三、四) 李承五撰 京都大学附属図書館蔵 (河合文庫

[テキスト]

は出来ない。なお、韓国書誌学会編『海外典籍文化財調査目録―河合文庫所蔵韓国本―』(ソウル、韓国書誌学会、一九九 蔵図書館が全く明記されず、また書物そのものの内容を自ら読んで目録を作ったように考えられないから、これ以上の考証 ことから、おそらくはこの「随録」部分が『燕槎随録』ではないかと考える。いずれにしても、林基中著書には、各本の所 蔵未蒐集本燕行録の一つに、『燕槎随録』李三隱(?~?)一冊(巻三~四)冊燕行年代未詳、とするものがある。 分、すなわち巻三、巻四 巻からなり、 は後に示すように李承五の号であると考えられる、また後に示すように『観華誌』巻五から第八までが「随録」と題される 頁二一九に「金庠基氏考証」という一枚が挿入されているのは、これを裏付ける。『燕行録選集』『燕行録全集』所収本は四 日記』を収録する。 もと十二巻六冊であったところ、第二冊 韓国の所蔵書目では他本の現存を確認できないが、『燕行録選集』下巻および『燕行録全集』第八十六冊に李承五『燕槎 その巻一から巻二は『観華誌』巻一、巻二と同じ内容である。したがって、これによって『観華誌』の欠巻部 いずれも所蔵機関を明記しないが、おそらくは金庠基所蔵本と同じ系統のものであろう。『燕行録全集』 (第二冊)をうめて完全なものとすることができる。また林基中『燕行録研究』頁四十五、 (欠巻三、四) 欠で現在は十巻五冊からなる。鈔本。 韓国所

十四年すなわち彼が燕行した年のものであるが、数多い序の中に「崇禎紀元後五癸巳」すなわち高宗三十年(光緒十九年= 三)頁七十において「観華日誌 李三隠著」と記すのも不適切である。李承五という本名で記すべきである。 自序は高宗二

京都帝国大学の所蔵印と大正八年(一九一九)の受入れ印のほか、印章はない。

八九三)のものがある。

[撰者略歴]

の帯びた肩書きと同じで、燕行時の年齢も同じく五十一歳であった、と自序にいう。彼の文集等は現存しないようである。 年=一八五○)に咸豊帝登極の進賀使正使として燕行している。燕行時には、判中枢府事の肩書きを帯び燕行した。時に父 は文敬)は英祖二十二年(乾隆十一年=一七四六)に書状官として燕行し、父の李景在 人。哲宗九年(咸豊八年=一八五八)文科及第。李穀(稼亭)・李穡(牧隠) 李承五、憲宗三年(道光十七年=一八三七)~?、字は奎瑞、本書にしばしば現れる三隠とは、彼の号であろう。韓山の の子孫である。先祖の李台重(号は三山、 (謚文簡)も哲宗元年(道光三十

(旅程)

高宗二十四年(光緒十三年)

閏四月二十七日 渡江

四月二十二日

ソウル発

五月二十六日 北京着

八月八日

北京発

九月五日

渡江

九月二十九日

ソウル着

れを清朝の圧力によるものとして感謝する「巨文島永完先通称事」と題する礼部への咨文も載録する。 政進賀表」ほか、「親政進賀礼部咨」なども載録する。 に対する進賀であり、 光緒十三年正月十五日、 日記の五月二十七日の条に北京の礼部に至り、三拝九叩頭の礼を行うとともにこの時に進呈した「親 光緒帝は太和殿に御して親政朝賀の礼を受け、 時たまたまイギリスが朝鮮巨文島の占領を解いた直後にあたり、こ 頒詔した。この時の燕行の主目的は、 光緒帝親政

内容は巻一から巻四が「日記」、巻五から巻八が「随録」、巻九から巻十が「詩鈔」(「観華誌詩鈔」)からなる。

一十四日)。 日記は一般に観察が凡庸で面白みに欠ける。義州に設けられた電報局(電線局)に驚いている 電線局の主任と筆談していたところ、 中国の鳳城から電報が入り、「遄来之頃、不過一瞬、 (閏四月十二日、二十日、 機巧之制、 終不可

究。」と記している。

字之制、炕、 何かを下敷きにしているようである。 随録は、道里、 飲食之制、 山川、 宮闕、 城郭之制、 祠廟、 煙台、亭堠、 ただ、 璽宝、 風俗には、 官制、 駅撥、 武職、 風俗からなる。 李承五自身の観察が見られる。 頂服俸禄、 各省、 中国案内記、北京案内記であるが、ほとんど先行の 賦税、 科制、 選格、 兵制、 田制、 衣服之制、

詩鈔は燕行途次の作詩、 あるいは清人との唱和詩からなる。巻四に清朝文人との交遊が記される。

本現存の朝鮮燕行録でここで解題を付した三十三種のうち、 いくつかは、 以上をもって、解題を終える。すべて鈔本である一類の書籍に解題を加えるのは、筆者にとって初めての体験である。 『薊程散考』、29.姜瑋『北游日記』、32.南一祐 明らかに撰者自身の稿本である。これは、燕行録という資料そのものの一性格を物語ることかも知れない。 『燕記』の五種は、 少なくとも7.尹汲 撰者の自蔵本であることが明らかになった。他に 『燕行日記』、 11. 呉載紹 『燕行日記』、16 日

本解題にはなお誤りや

不十分なところがあろう。燕行使および燕行録に関心を寄せる諸士の御批判を切に仰ぐ。

資料調査に不備な点があるのではないかと深く恐れる。出来るだけのことはしたつもりであるが、

不十分などことのあどう。 非行信まして非行録に関心を含せる計士の領地

注

 $\widehat{1}$ (2)明代では、『万暦大明会典』巻一○五、礼部、朝貢、朝鮮国の規定に 全海宗『韓中関係史研究』(ソウル、一潮閣、一九七○)、張存武 ては、年間派遣回数に変化があり、 儀式のための正旦使、皇太子誕生祝いのための千秋使という三回目 局、二〇〇二)、 の朝貢使節を受け入れることになっていた。もちろん明 よれば、年三回、すなわち皇帝誕生日の祝いのための聖節使、 二〇〇二)など、いずれもこの朝鮮使節に対する呼称は一定しない。 使者往来研究』(哈爾濱、黒竜江教育出版社、二〇〇二)、松浦章編 行録》初探』(済南、山東大学出版社、一九九九)、劉勇『清代中朝 は全海宗前掲書のほか、いくつかの関連論文を収録する)、陳尚勝等 論集』(全善姫訳、北京、中国社会科学出版社、一九九七、この書に 代中韓関係論文集』(台北、台湾商務印書館、一九八七)、陳尚勝 刊三十九、台北、中央研究院近代史研究所、一九七八)、張存武『清 『朝鮮王朝(一三九二~一九一〇)対華観的演変:《朝天録》和《瓳 『清韓宗藩貿易(一六三七~一八九四)』(中央研究院近代史研究所専 『中韓関係史論』(済南、斉魯書社、一九九七)、全海宗『中韓関係史 『明清時代中国与朝鮮的交流:朝鮮使節与漂着船』(台北、樂学書 朴元熇『明初朝鮮関係史研究』(ソウル、一潮閣、 非正規の使節も多く派遣された。 一代を通じ

に代えられている。

- (3) 朝鮮―清朝間の燕行使・瀋行使派遣回数については、注(1)全海就計している。

なお正旦使は嘉靖十年(一五三一)からは冬至節を祝うため冬至使

は一々紹介しない。れだけで研究文献目録が必要なほど夥しい研究があるため、ここで九七)が刊行されている。朴趾源及び『熱河日記』については、こるほか、中国でも朴趾源『熱河日記』(上海、上海書店出版社、一九

- はなく、「満侍郎」であった。
 ミスである。一方の「漢侍郎文清」は、実は咸豊四年には漢侍郎では楊懌曽であり、懌を繹と誤記している。これはよくあるケアレスって、これらの年の礼部侍郎を確認すると、道光九年の礼部漢侍郎(5) 銭実甫『清代職官年表』第一冊(北京、中華書局、一九八○)によ
- 一)。総合研究(A)研究成果報告書、京都、京都大学文学部、一九九総合研究(A)研究成果報告書、京都、京都大学文学部、一九九編『清朝治下の民族問題と国際関係』平成二年度科学研究費補助金(6)拙稿「閔鼎重『燕行日記』に見える王秀才問答について」(河内良弘(6)拙稿「閔鼎重『燕行日記』に見える王秀才問答について」(河内良弘
- (7)『燕行録全集』には明らかな誤り、あるいは疑問とすべき点が、 鄭太和 使録も燕行録の変型と考え、これも収録したかというと、そうでも 行記である。それは通信使録であって決して燕行録ではない。 の江戸時代に朝鮮から通信使として使わされたものが書いた日本旅 とは正しいが、燕行録ではない。李廷亀『東槎録』(第十一冊所収)) り、中村栄孝のように、これを「事大紀行」録の一つと把握するこ の義州、さらにわずか鴨緑江対岸の婆娑府まで運んだ時の記録であ りに多い。まず第一に、 入れていない。また洪景海『随槎日録』(第五十九冊所収)は、 るための単なる朝鮮国内旅行の記録であり、中国へ一歩も足を踏み |點馬行録』(第一冊所収)は、権近が朝貢物としての馬を朝鮮国内 **『西行記』(第十九冊所収)などは、中国から来る詔使を迎え** 編纂方針が明かではない。たとえば権近 通信 日本 余

げるが、これにもそれらは漏れている。ここに未収録のものとして三十七種の燕行録名をその「凡例」に掲わらず、『燕行録全集』に収録されていないものが余りに多い。氏はに収録されていないからである。逆に韓国国内に現存するにもかかない。というのは、洪景海『随槎日録』のほかの通信使録は、ここ

を研究する者であれば、誰もがまずあたる『同文彙考補編』「使行録」次ともに未詳『燕薊紀程(燕紀程)』(第九十八冊所収)は、表行年と燕行年現に同じものが第八十五冊に朴思浩『燕薊紀程(心田稿)』として収思浩であることは、内容を読めば直ちに明らかになることである。思浩であることは、内容を読めば直ちに明らかになることである。第二に、撰者名と燕行年代の確定が、あまりに杜撰である。偶然

接かかわる誤りのみについて記すに止める。とをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしでもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしてもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしてもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをすこしてもあたれば、その撰者が李容学であること、燕行年などをするよりには、

(8)『燕行録研究』について、『燕行録全集日本所蔵編』の共編者である(8)『燕行録研究』について、『燕行録全集日本所蔵編』各冊巻頭に掲筆者にとってまず不審にたえないのは、『日本所蔵燕行録目次」は筆者は、記載が異なることである。前者「日本所蔵燕行録目次」は筆者であるいは瀋行の年代を特定はできないが推定できるものについ燕行あるいは瀋行の年代を特定はできないが推定できるものについ恋は、「日本所蔵燕行録目次」は筆者である。しかし、これが推定年代を示すこと、本書を利用する者であれば誰もが知りうるであろう。

て筆者の行った燕行年代の確定に従いながら、推定年代とした〔ところが後者の「日本所蔵本燕行録の燕行年代順排列」ではすべ

〕をつけて推定年代とすべきこと、二〇〇一年十二月七日に情報を与えられるほど研究を混乱させられるものはない。実は、〔確定年代としている。資料集を利用するものにとって、誤った学術」あるいは()を勝手に取り外し書き換え、すべて

馬)は特に発言を求め、会場で配布された『燕行録斗東亜細亜や子

(燕行録と東アジア研究)』 (ソウル、東国大学校韓国文学研究所、

ソウルの東国大学校で開催された国際学術会議の場でも、

誤りを指摘し、共編者および本書利用者の注意を促した。

○○一)頁十八に記載された「目録2:日本所蔵本燕行年代順」の

ろうこと、全く考慮されない。さらに12.『燕行詩 数十年にわたるものとすべきを、勝手に粛宗八年(康熙二十一年= いる。またたとえば『瀋行録』については、瀋行年次を粛宗八年 しながら、またまた(るにもかかわらず、筆者(夫馬)作成の目次に基本的にすべて依拠 なかった。ところが『燕行録研究』は二○○二年六月の序文をつけ 代とできるのか、その根拠を問い合わせたが、全く返答をいただけ の部分四葉のみ張り替えられた。何故、推定年代ではでなく確定年 する原本を所蔵する所蔵図書館名も筆者の原稿から勝手に削られて が勝手に削られて確定年代とされているばかりか、本資料集で収録 日本所蔵編』の目次を見たところ、〔 いた。筆者がこれに強く抗議したため全三冊とも目次および 『燕行録研究』では勝手に燕行年次を「純祖元年(嘉慶六年)」と誤 (康熙二十一年=一六八二)~純祖五年(嘉慶十年=一八〇五)と百 一六八二)と単年が記載されるのみである。利用者が誤解するであ その後、 韓国から日本の筆者のもとへ送られてきた『燕行録全集 〕あるいは(一あるいは (薊程詩稿)』は)をはずして

- 慶八年)」と確定できたこと、本解題12. 参照。った確定年代に書き換えられているが、今回始めて「純祖三年(嘉
- 明代史論叢』東京、汲古書院、一九九〇)。(9)小野和子「明・日和平交渉をめぐる政争」(『山根幸夫教授退休記念
- (1) 撰者未詳『随槎日録』(本解題17.)。
- 3.1。
 道光五年十一月二十七日、自副房修入柵状啓付撥。上使体重不親
- 《11)宮崎市定『雍正帝』(『宮崎市定全集』第十四巻、一九九一、所収)
- (1)野口鐵郎『琉球と中国』東京、開明書院、一九七七)頁三五四、三(1)野口鐵郎『琉球と中国』東京、開明書院、一九七七)頁三五四、三
- 教の文化史的研究』(東京、御茶の水書房、一九八五)、参照のこと。書の研究』(東京、全国書房、一九四六)、および同『朝鮮キリスト(13)辛酉の邪獄および黄嗣永帛書事件については、山口正之『黄嗣永帛
- (4)王蘭蔭「紀暁嵐先生年譜」(『師大月刊』第六期、一九三三)。
- (東京、国書刊行会、一九七五)。(15)藤塚鄰『清朝文化東伝の研究―嘉慶・道光学壇と李朝の金阮堂―』
- 録』と対比すると、両者は同一の鈔本であることが判明する。同じの記述の言語では、「自筆」十六冊、国立中央図書館蔵本であるとすれば、誤りである。とこの明正の国立中央図書館蔵本であるとすれば、誤りである。とこの明正の国立中央図書館蔵本であるとすれば、誤りである。とこの明正の国立中央図書館蔵本であるとはありえない。林基中『燕の世界の書館である。とはありえない。林基中『燕の世界の『韓国古書綜合目録』頁一一六○で、金魯敬編『燕行雑録』写本(16)『韓国古書綜合目録』頁一一六○で、金魯敬編『燕行雑録』写本

- これが正しいので、ここでは書状官の徐有素撰とする。国紀行文学研究』頁三五二で徐有素撰、十六冊とする。おそらくは国紀行文学研究』頁三五二で徐有素撰、十六冊とする。おそらくは『全集』では金魯敬『燕行録』を未蒐集本三十七種の一つとして掲げ書籍を違った二人の撰者によるものとしているのであり、しかも書籍を違った二人の撰者によるものとしているのであり、しかも書籍を違った二人の撰者によるものとしているのであり、しかも書籍を違った二人の撰者によるものとしているのであり、しかも書籍を違った二人の撰者によるもの
- (17)『韓国古書綜合目録』頁一○四三。崔有賢『韓国紀行文学研究』頁四十五で韓国所蔵未蒐集本燕行録の一つとして『北轅録』を記す。三五二に、『北轅録』「写、一冊、姜長煥(一八○六~?)一八五五元七十七冊に収録される。しかし、燕行年次から見て朴永元が用いたものは、これではありえない。また林基中『燕行録研究』頁の四三。崔有賢『韓国紀行文学研究』頁の17)『韓国古書綜合目録』頁一○四三。崔有賢『韓国紀行文学研究』頁の17)『韓国古書綜合目録』頁
- 18 渓水社、 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(京城、 田環「朝・中『両截体制』成立前史」(『朝鮮の開国と近代化』広島 勧導策」(『清末対朝鮮政策史研究』ソウル、 ル、日讯舎刊早、一九八五)。権錫奉「洋務官僚의対朝鮮列国立約 宋炳基「李裕元・李鴻章의交遊外李鴻章의西洋各国과의修交勧告 四〇) 頁五四五、 (『近代韓中関係史研究―十九世紀末의聨美論과朝清交渉―』ソウ 一九九七)。 第三十一、清韓関係の新段階 朝鮮総督府中枢院、 一潮閣、 李鴻章と李裕元。 一九八六)。原 一九
- 紙に見えるとおり、李裕元と游智開が始めて会見した翌日、李裕元簡を手渡したのである。単なる紹介状ではなかった。しかも次の手であろう。」と述べる。田保橋の慧眼には敬服せざるをえない。ただ、て居ない。けれども知府游智開の紹介状には、当然それに言及したの。田保橋前掲書頁五五一によれば、「李裕元の書簡は全然国事に触れ

とは、全く別のものであった。これをもとに、十二月二十三日付の考えるべきであろう。手紙の文面と実際に李鴻章へ伝えられたものの会見では、様々な朝鮮にかかわる情報とともに、李裕元が托さんの部下の金寅浩は二度にわたって永平府庁を訪れ、李裕元の意図すの部下の金寅浩は二度にわたって永平府庁を訪れ、李裕元の意図す

〔本稿は、平成十二年度~平成十四年度日本学術振興会科学研究費二十八日の森有礼との対談に臨んだ、と考えるべきである。二十八日の森有礼との対談に臨んだ、と考えるべきである。

究報告の一部である。〕

「本稿は、平成十二年度~平成十四年度日本学術振興会科学研究費